

# 6次産業化支援策活用ガイド

～農林漁業の成長産業化に役立つ支援策を準備しています!～

農林  
水産物



バイオ  
マス



自然  
エネルギー



風景  
伝統文化



食品産業

医療・介護  
サービス業

輸出産業

エネルギー  
産業

IT産業

観光産業

1次・2次・3次  
産業の連携

農林水産省は、農林漁業と異業種との連携など新たな分野への挑戦に取り組む農林漁業者、農業法人の皆さんを応援します。

本活用ガイドでは、平成27年度に活用できる各種支援策を中心として、6次産業化に取り組む皆さんの経営発展に役立つ有益な支援策を紹介します。

～農林漁業の成長産業化に向けて～

農山漁村は、農林水産物をはじめ、バイオマス、土地、水、自然エネルギーなど有形無形の様々な地域資源の宝庫です。そして、この地域資源の活用こそ、我が国の経済成長に向けた最大の強みなのです。

農林水産省では、この地域資源をフルに活用して農林漁業を成長産業化するため、6次産業化の推進、輸出の促進、新しい産業の創出・育成、再生可能エネルギーの導入の促進等を通じて、皆さんの新たな分野へのチャレンジを応援します！

凡 例

	…補助事業による支援		…相談・情報提供による支援		…出資による支援
	…融資による支援		…セミナー・イベントによる支援		…税制による支援
	…法律等で認定を受けている方が対象な支援		…対象が農業法人、協議会等団体に限られている支援		

ご利用に当たっての留意点

- ☆ 次ページ以降の目次で、チャレンジ項目を記載しています。皆様がいま一番知りたい項目からご覧ください。
- ☆ 本ガイドブックは皆様のチャレンジを支援する“きっかけ”となる各施策の“概要”を提供するためのものです。些細なことでも「お問い合わせ先」にお聞きください。
- ☆ 本ガイドブックは、平成27年4月20日現在（注記がある場合を除く）で編集しています。掲載されている内容が変更される場合もありますので、ご注意ください。

## 6次産業化

## 加工施設の整備などハード支援

1	農林水産物等の加工・販売のために必要な機械・施設を導入したい	団体	認定	補助	9
2	地域で共同で利用する施設を導入したい		団体	補助	10
3	捕獲鳥獣を活用して加工に取り組みたい	認定	セミナー イベント	補助	11

## 新商品の開発などソフト支援

4	新商品開発や販路開拓を行うため、専門家に相談したい			相談/情報	12
5	地域で6次産業化の戦略・構想を策定したい			補助	13
6	新商品を開発し、販路の開拓を行いたい			補助	13
7	販売先を見つけたい			セミナー イベント	14
8	地域でまとめて6次産業化に取り組みたい	団体		補助	15
9	多様な産業の関係者が集う交流会に参加したい、情報を発信・収集したい			相談/情報	16
10	直売所等の地産地消に関する取組や支援策等の情報をしりたい			相談/情報	16

## 金融分野などの支援

11	農畜産物の加工・販売等を行うにあたり、その施設整備等に必要な資金を借りたい	認定		融資	17
12	6次産業化に必要な機械・施設の導入のための資金を借りたい	認定		融資	20
13	機械を取得するにあたり、税の優遇措置を受けたい	認定		税制	20

## 6次産業化

14	農業法人が自ら加工・販売等を行うにあたり、経営基盤強化のため、構成員以外の者から、出資を受けたい	団体	出資	21
----	--	----	----	----

15	自由度の高い資金を使って、6次産業化の事業を開始・拡大したい	団体	認定	出資	22
----	--------------------------------	----	----	----	----

### 農産物の個別品目ごとの支援

16	契約取引による野菜のリレー出荷をしたい	認定	補助	23
----	---------------------	----	----	----

17	加工・業務用野菜へ転換したい	団体	補助	24
----	----------------	----	----	----

18	果樹の改植をしたい、加工用果実を低コストで生産したい		補助	25
----	----------------------------	--	----	----

19	茶の改植をしたい、お茶の輸出や発酵茶等の生産に取り組みたい		補助	26
----	-------------------------------	--	----	----

20	植物新品種を品種登録したい		相談/情報	27
----	---------------	--	-------	----

### 花き分野での支援

21	花きの需要の拡大に取り組みたい	団体	補助	28
----	-----------------	----	----	----

22	花きの出荷用段ボールの規格の統一など、物流を効率化したい	団体	補助	29
----	------------------------------	----	----	----

### 漁業分野での支援

23	水産物の新たなマーケットを開拓したい	団体	補助	30
----	--------------------	----	----	----

24	水産業共同利用施設として加工場等を作りたい	団体	補助	31
----	-----------------------	----	----	----

25	漁業経営等に必要な短期運転資金を借りたい	認定	融資	32
----	----------------------	----	----	----

26	漁業関連機器等を購入するための資金を借りたい		融資	33
----	------------------------	--	----	----

## 6次産業化

### 林業分野での支援

- |    |                           |    |    |    |
|----|---------------------------|----|----|----|
| 27 | 木材加工・流通施設等を整備するための資金を借りたい | 認定 | 融資 | 34 |
| 28 | 木材加工施設等を整備するための資金を借りたい    |    | 融資 | 35 |
| 29 | 林業・木材産業等の経営に必要な運転資金を借りたい  |    | 融資 | 36 |

### 商品化するための支援

- |    |                              |              |              |    |
|----|------------------------------|--------------|--------------|----|
| 30 | 企業体質を強化したい。自社の取組をPRしたい       |              | 相談/情報        | 37 |
| 31 | 商品を効果的にPRしたい                 |              | 相談/情報        | 38 |
| 32 | 販路を開拓するため、商談会に参加したい          |              | セミナー<br>イベント | 39 |
| 33 | 経営改善のヒントを見つけたい               |              | 相談/情報        | 40 |
| 34 | 加工場の衛生管理について自己点検したい          |              | 相談/情報        | 41 |
| 35 | 農林水産物の加工における、衛生・品質管理について学びたい | セミナー<br>イベント | 相談/情報        | 42 |
| 36 | 商品化する際の表示について知りたい            |              | 相談/情報        | 43 |

### 農林水産物・食品の輸出

- |   |   |    |    |    |
|---|---|----|----|----|
| 1 | GLOBALG.A.P.等の取得に取り組みたい                           |    | 補助 | 44 |
| 2 | 農産物の安全性向上に取り組み、販路拡大・輸出につなげたい                      |    | 補助 | 44 |
| 3 | 輸出可能先を広げるため、ハラール認証、GLOBALG.A.P.を取得するなど輸出環境の整備をしたい |    | 補助 | 45 |
| 4 | 先進的な輸送技術を活用し、最適な輸出モデルの開発・実証を行いたい                  | 団体 | 補助 | 45 |

## 農林水産物・食品の輸出

5	地域の活性化のために輸出環境を整備し、商流を拡大したい		補助	46
6	海外での見本市への出展や商談会の開催などの販売促進活動を行ったり、海外向けの商品パンフレットを作りたい	団体	補助	46
7	国産花きの輸出拡大に向け、海外市場のニーズ把握や、海外におけるいけばな 実演などプロモーション活動をしたい	団体	補助	47
8	オールジャパンでの輸出を目指す品目毎の取組に参加したい	団体	補助	48
9	産地間連携による輸出振興体制を構築したい		補助	49
10	貿易実務経験や輸出ノウハウのある者にアドバイスをもらいたい		相談/情報	50
11	新たな課題(ハラール、ベジフード等)について知りたい		相談/情報	51
12	国内で開催される輸出セミナー、商談スキル向上研修に参加したい		セミナー イベント	51
13	国内で開催される海外バイヤーとの商談会に参加したい		補助	52
14	将来の海外販路拡大に向け、日本産農林水産物等の試験販売を行いたい		補助	52
15	海外で開催される輸入業者、卸業者、レストラン等の現地バイヤーとの商談会に参加したい		補助	53
16	海外の見本市に出展したい		補助	53
17	原発事故に伴う輸出証明書を発行して欲しい		相談/情報	54

## 新事業創出

1	異業種と連携し、新しいビジネスを始めたい	団体	補助	55
2	新たな事業を実施するために必要な資金を借りたい		融資	56
3	地理的表示の登録について相談をしたい		相談/情報	57

## 新事業創出

4	農林水産物・食品についての知的財産情報を知りたい ブランド化のための相談をしたい	相談/情報	58
5	地域ブランド産品を始めとする知的財産を活用した地域振興をしたい	補助	59
6	海外における農林水産物・食品の商標等の侵害対策の相談をしたい	相談/情報	60

## 環境

1	生きものに配慮した農林水産活動をアピールしたい	相談/情報	61
2	生きものに配慮した農林水産活動を企業等と連携した活動にしたい	相談/情報	62
3	自分が生産している農産物、農産加工品から排出されるCO <sub>2</sub> 等の温室効果ガスの量を把握したい	相談/情報	63

## 再生可能エネルギー

1	再生可能エネルギーに取り組みたい	補助	64
---	------------------	----	----

## バイオマス

1	バイオマスを活用した施設を整備したい	団体 補助	65
2	バイオマスから燃料を製造したい	認定 税制	66
3	食品残さを有効活用したい	補助	67
4	食品残さの発生抑制を進めたいが、具体的な取組方法を教えて欲しい	相談/情報	68
5	食品廃棄物の肥飼料化事業を計画しており、そのための資金を借りたい	融資	69
6	登録再生利用事業者制度のメリットを知りたい	相談/情報	70
7	再生利用事業計画(食品リサイクル・ループ)認定制度のメリットを知りたい	相談/情報	70
8	食品残さを飼料として活用したい	団体 補助	71

## バイオマス

9	食品残さを活用するための情報(排出者、再生利用事業者、利用農家の情報等)が欲しい	相談/情報	72
10	食品残さを飼料化する取組をアピールしたい	相談/情報	73
11	木質バイオマスの利活用に取り組みたい	団体 補助	74

## 地域コミュニティ

1	交流を通じた地域活性化と地域コミュニティの再生を図りたい	団体 補助	75
2	地域活性化のための生産施設や交流施設をつくりたい	団体 補助	76
3	小中学校等の子ども達に地場食材を利用した給食を食べてもらいたい	団体 補助	77

## お問い合わせ一覧

1	6次産業化のお問い合わせ先(地方農政局等)	78
2	6次産業化のお問い合わせ先(地域センター等)	79
3	産地活性化総合対策事業等のお問い合わせ先(地方農政局等)	83
4	都市農村共生・対流総合対策交付金のお問い合わせ先(地方農政局等)	84

## ご案内

1	食料産業レター&フェイスブックのご案内	85
2	産業連携ネットワークのご案内	86
3	「地域の恵みを地域で食べよう!」地産地消メールマガジンのご案内	87
4	「食べて応援しよう!」のご案内	88

## 加工施設の整備などハード支援

**1** 農林水産物等の加工・販売のために必要な機械・施設を導入したい

団体

認定

補助

農林漁業者等が、地域の様々な業種の事業者と6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して補助します。

### 対象となる方

農林漁業者団体、農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者

### 支援内容

六次産業化・地産地消法（※1）又は農商工等連携促進法（※2）の認定を受けた農林漁業者団体等が制度資金等の融資を活用して行う、次の整備に対して補助します。（補助率：3/10以内、交付金上限額：1億円）

- ① 農林漁業者団体が行う6次産業化の取組等のために必要な農林水産物等の加工・販売用施設やこれらと併せて行う農業用機械等の整備
- ② 中小企業者と農林漁業者団体等が連携して行う新商品の生産に取り組むために必要な機械・施設の整備

（※1） 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

（※2） 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

※また、支援を受けるためには、農林漁業者団体が食品事業者、流通業者等者と連携して取り組む必要があります。

### ご利用方法

詳細は、下記にお問い合わせください。



### 【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局・地域センター（77ページの一覧をご覧ください。）

<事業名：6次産業化ネットワーク活動整備交付金>

- 資金の融資については、**11** 「農畜産物の加工・販売等を行うにあたり、その施設整備等に必要資金を借りたい」(P17)をご覧ください。
- 資金の出資については、**14** 「自由度の高い資金を使って、6次産業化の事業を開始・拡大したい」(P21)をご覧ください。

施設整備に係る費用を補助します。

### 対象となる方

農業者の組織する団体、都道府県、市町村 等

### 支援内容

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設の整備や再編等を支援します。

また、「攻めの農林水産業」の実現に向け、農畜産物輸出に向けた体制整備、新品種・新技術等を活用した「強み」のある産地形成、集出荷・処理加工施設等の再編合理化を支援するための優先枠を設置し支援します。

#### 【優先枠の例】

- ・輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設の整備
- ・産地における新品種の種苗確保に向けた生産体制の整備
- ・コスト低減に向けた乾燥調製施設、産地食肉センターの再編 等

### 要件等

#### 【採択要件】

1. 受益農家及び事業参加者が原則として、5戸以上であること
2. 実施要領に定める面積要件を満たすこと
3. 整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること
4. 総事業費が5千万円以上 など

【交付率】・・・事業費の1/2以内など

### 対象となる施設

#### ○耕種作物共同利用施設整備

共同育苗施設  
穀類乾燥調製貯蔵施設  
農産物処理加工施設  
集出荷貯蔵施設  
生産技術高度化施設 など

#### ○畜産物共同利用施設整備

畜産物処理加工施設  
家畜市場  
家畜飼養管理施設  
自給飼料関連施設 など

#### ○耕種作物小規模土地基盤整備

ほ場整備  
園地改良  
優良品種系統等への改植 など

#### ○飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

飼料作物作付条件整備  
放牧利用条件整備  
水田飼料作物作付条件整備

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

最寄りの都道府県又は市町村

<事業名：強い農業づくり交付金>

捕獲鳥獣の食肉の利活用技術に関する研修会に参加できます。

## 対象となる方

地方自治体職員、農林漁業者 等

## 支援内容

<研修会への参加>

捕獲鳥獣を食肉として利活用する技術（捕獲、衛生管理、加工、販売・マーケティング等）に関する研修を全国2ヶ所以上で開催します。



## ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

農林水産省生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室 TEL：03-3591-4958

<事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害対策基盤支援事業>

捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備を支援します。

## 対象となる方

- ① 6次産業化の取組として整備する場合：農林漁業者団体\*1等
- ② 鳥獣被害防止の総合対策として整備する場合：協議会\*2 等

※1 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者団体等

※2 協議会については、別に詳細を定めています。下記問い合わせ先に御確認下さい。

## 支援内容

- ①農林漁業者団体等が、加工・流通・販売にわたる経営の多角化に取り組む際に必要な、捕獲鳥獣を含む農林水産物等の加工用施設等の整備に対して補助します。（補助率：3/10以内、交付金上限額：1億円）

【1】の再掲】

- ②市町村の被害防止計画に基づく捕獲鳥獣の処理加工施設の整備に対して補助します。（補助率1/2以内等）



## ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

①最寄りの地方農政局（77ページの一覧をご覧ください。）

②農林水産省生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室 TEL：03-3591-4958

<事業名：① 6次産業化ネットワーク活動整備交付金

②鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業 >

4 新商品開発や販路開拓を行うため、専門家に相談したい

相談/情報

都道府県が6次産業化の支援機関を設置し、個別相談等ができる体制を整え、課題解決に向けた助言等を行います。

対象となる方

農林漁業者やその団体、これらの方々と連携して取り組む2次・3次産業の事業者等

支援内容

都道府県が6次産業化を支援する機関（都道府県サポートセンター）を設置し、民間の専門家を6次産業化プランナーとして登録することにより、地域のニーズに沿った個別相談等ができる体制を整えます。  
登録した6次産業化プランナーを農林漁業者等に直接派遣し、課題の解決に向けた助言等を行います。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局・地域センター（77ページの一覧をご覧ください。）

<事業名：6次産業化ネットワーク活動推進交付金>

6次産業化中央サポートセンターを設置し、広域的・専門的な課題に対応できる人材を派遣します。

対象となる方

農林漁業者やその団体、これらの方々と連携して取り組む2次・3次産業の事業者等

支援内容

広域的な課題や専門性の高い課題に対応するため、全国段階で6次産業化中央サポートセンターを設置し、多様な専門家を6次産業化プランナーとして登録します。  
サポートセンターや農林漁業者等からの要請に応じてプランナーを派遣し、都道府県では対応が困難な課題等に対して、指導・助言等を行います。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局産業連携課 TEL:03-6738-6474

<事業名：6次産業化サポート事業>

## 5 地域で6次産業化の戦略・構想を策定したい

補助

6次産業化の戦略・構想を策定するための協議会の開催費用を補助します。

### 対象となる方

地方公共団体

### 支援内容

各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、「6次産業化戦略・構想」を策定するための協議会の開催費用を補助します。（補助率：定額）

\* 「6次産業化戦略・構想」とは、都道府県又は市町村の区域内における農林水産業及び6次産業化の現状・課題、6次産業化の取組方針、今後（5年後程度）の売上等の目標等を定めるものです。

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局・地域センター（77ページの一覧をご覧ください。）

<事業名：6次産業化ネットワーク活動推進交付金>

## 6 新商品を開発し、販路の開拓を行いたい

補助

新商品の試作やパッケージデザインの開発費用、商談会への出展費用を補助します。

### 対象となる方

農林漁業者やその団体、これらの方々と連携して取り組む2次・3次産業の事業者等

### 支援内容

#### <①新商品を開発したい>

新商品の試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等の費用の一部（1/3以内\*）を補助します。

#### <②販路を開拓したい>

試作品の試食会や試験販売の実施、民間事業者が開催する商談会に出展するための費用の一部（1/3以内\*）を補助します。

\* 市町村の6次産業化戦略・構想に基づく取組については、1/2以内。

\* また、支援を受けるためには、農林漁業者等が食品事業者、流通業者等と連携して取り組む必要があります。

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。



### 【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局・地域センター（77ページの一覧をご覧ください。）

<事業名：6次産業化ネットワーク活動推進交付金>

## 7 販売先を見つけたい

セミナー  
イベント

➡ 商談会を開催します。

### 対象となる方

農林漁業者、食品製造業者、食品流通業者 等

### 支援内容

全国複数箇所で、6次産業化の取組により開発された商品等を出展対象とした商談会を開催します。

### ご利用方法

- (1) 順次、開催していく予定です。
- (2) スケジュール等については、下記にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局食品企業行動室 TEL:03-6738-6166

<事業名：6次産業化サポート事業のうち、商談会等開催支援事業>

市町村等が地域ぐるみで新商品開発等を行う場合、材料費、成分分析等検査費、新商品開発を行うための加工機械等の整備費用を補助します。

**対象となる方**

地方公共団体、6次産業化・地産地消推進協議会の構成員、促進事業者

**支援内容**

市町村の6次産業化戦略・構想に沿って、市町村等が地域ぐるみで地域資源を活用した新商品開発等を行う場合、材料費、成分分析等検査費などを支援します（補助率：1/2以内）

また、市町村等（六次産業化・地産地消に位置付けられた促進事業者を含む。）が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新商品の開発等の取組に必要となる加工機械等の整備に対して支援します。（補助率：1/2以内、交付金上限額：30百万円）

**ご利用方法**

詳細については、下記にお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

最寄りの地方農政局・地域センター（77ページの一覧をご覧ください。）

<事業名：6次産業化ネットワーク活動交付金（地域タイプ）>

多様な他産業の関係者が集い、知恵、ノウハウ、技術、情報を共有する場（プラットフォーム）である産業連携ネットワークに参加できます。

#### 対象となる方

趣旨に賛同して規約に同意するすべての方（規模や分野、地域の別、団体・企業・個人は問いません。）

#### 支援内容

産業連携ネットワークに参加して頂ければ、多様な他産業の関係者が集い、知恵、ノウハウ、技術、情報を共有することが可能です。

参加費は無料です。（ただし、交流会への参加やプロジェクトの推進など各会員の活動に要する経費は各会員の負担になります。）

※95ページの案内もご覧ください。

#### ご利用方法

産業連携ネットワークのHP

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/sanren.html>

に掲載の参加登録申込書に記入し、事務局まで電子メールで送付してください。（送付先）[sanren\\_network@nm.maff.go.jp](mailto:sanren_network@nm.maff.go.jp)

#### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局産業連携課 TEL:03-3502-8246

## 10 直売所等の地産地消に関する取組や支援策等の情報を知りたい

地産地消に関する幅広い情報を提供します。

#### 対象となる方

農林水産省ホームページで『「地域の恵みを地域で食べよう！」地産地消メールマガジン』の配信登録をされたすべての方

#### 支援内容

農林水産省ホームページから地産地消メールマガジンの配信登録をすることで、優れた活動や支援策、イベント情報など地産地消に関連する様々な情報を幅広く収集することができます。

※96ページの案内もご覧ください。

#### ご利用方法

農林水産省の以下のホームページから配信登録を行ってください。（初めてご利用の方）

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

（農水省が発行する他のメルマガを登録されている方）

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html>

#### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局産業連携課 TEL:03-6744-1779

農畜産物の加工・販売等を行うにあたり、その施設整備等に  
必要な資金を借りたい

認定

融資

借受予定者やその資金使途に応じて、以下の制度資金が利用できます。

資金・対象者・貸付条件

	資金	貸付対象者	貸付金利(注5)	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者 (注1)	(借入期間に応じ) 0.35~0.70%	25年以内 (据置10年以内)	個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) 法人 10億円 (常時従事者数に応じ20億円)
	経営体育成強化資金	主業農業者 (注2)	0.70%	25年以内 (据置3年以内)	個人 1.5億円 法人 5億円
	農業改良資金 (注3)	個別法に基づく農業改良資金 融通法の特例適用者(注4)	無利子	12年以内 (据置最大5年以内)	個人 5,000万円 法人 1.5億円
	農林漁業施設資金 (6次産業化)	六次産業化・地産地消法の総合化 事業計画の認定を受けた農林漁業 者団体(注6)	0.70%	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
	農林漁業施設資金 (農商工等連携)	農商工等連携促進法の農商工等連 携事業計画の認定を受けた農林漁 業者団体(注6)	0.70%	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
	特定農産加工資金	特定農産加工法の改善計画又は事 業提携に関する計画の承認を受け た特定農産加工業者、関連農産加 工業者(注7)	貸付金のうち (1)2億7,000万円まで の部分0.45%~ 0.65% (2)2億7,000万円を超 える部分0.60%~ 0.80%	10年超15年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
農協等	農業近代化資金	認定農業者 (注1)	(借入期間に応じ) 0.35~0.65%	15年以内 (据置7年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円
		主業農業者 (注2)	0.70%	15年以内 (据置3年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円

- (注1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。
- (注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上)であること等の条件を満たすものです。
- (注3) 農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画(農畜産物の加工の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画)に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。
- (注4) 個別法(略称)は次のとおりです。  
持続農業法、農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法
- (注5) 金利は平成27年8月19日現在です。
- (注6) 農林漁業者団体とは、次に掲げる者です。  
農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の他、5割法人・団体、農林漁業振興法人

(注7) 特定農産加工業者、関連農産加工業者とは、次の特定農産加工業又は関連農産加工業を営む者であって、経営改善又は事業提携に関する計画について都道府県の知事の承認を受けた者です。

特定農産加工業：1. かんきつ果汁製造業、2. 非かんきつ果汁製造業、3. パインアップル缶詰製造業、4. こんにゃく粉製造業、5. トマト加工品製造業、6. 甘しょでん粉製造業、7. 馬鈴しょでん粉製造業、8. 米加工品製造業、9. 麦加工品製造業、10. 乳製品製造業、11. 牛肉調製品製造業、12. 豚肉調製品製造業

関連農産加工業：1. 果実加工食品製造業、2. こんにゃく製品製造業、3. 甘しょ加工食品製造業、4. 馬鈴しょ加工食品製造業、5. 米菓製造業、6. みそ製造業、7. しょうゆ製造業、8. めん製造業、9. パン製造業、10. ビスケット製造業、11. 冷凍冷蔵食品製造業、12. 牛肉・豚肉以外の食肉調製品製造業

#### <債務保証>

国は、都道府県農業信用基金協会の申出に応じて、第三者保証人を要することなく同協会による債務保証が利用できるよう、支援しています。（農業近代化資金及び農協等による公庫転貸資金に限る。）

#### 取扱金融機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫）、  
農協系統金融機関、銀行、信用金庫、信用組合

#### 【お問い合わせ先】

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫、最寄りの農協、  
信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合、  
各都道府県、各市町村、普及指導センターなど



**人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者であれば、貸付当初5年間実質無利子で融資が受けられます。**

**支援内容**

人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

**貸付限度額**

個人：3億円（複数部門経営等は6億円）  
法人：10億円（常時従事者数に応じ20億円）

**貸付要件**

人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者である必要があります。

**【お問い合わせ先】**

農林水産省経営局金融調整課 TEL:03-6744-2165

<事業名:農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業>



**少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。**

**支援内容**

スーパーL資金、農業近代化資金について、500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

**貸付限度額**

500万円

**貸付要件**

融資機関のスコアリングシステム（企業経営診断手法）により経営実績が一定水準以上と判断される必要があります。

※ その他一定の要件を満たす必要があります。

**【お問い合わせ先】**

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫、最寄りの農協、各都道府県、各市町村、普及指導センター

<資金名:スーパーL資金、農業近代化資金(クイック融資制度)>



**経営状況等を評価した上で、一定額まで無担保・無保証人で融通します。**

**支援内容**

スーパーL資金について、認定農業者の経営能力や経営状況等を積極的に評価して、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

**貸付限度額**

個人：2,000万円  
法人：直近決算の売上高に応じた限度額又は資本勘定のいずれか低い額（最高1億円）

**貸付要件**

農業経営改善計画の目標水準に到達していることや過去5年間に既貸付制度資金の償還が確実に行われている必要があります。

※ その他一定の要件を満たす必要があります。

**【お問い合わせ先】**

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫

<資金名:スーパーL資金(円滑化融資制度)>

借受予定者やその資金使途に応じて、制度資金が利用できます。

6次産業化に必要な機械・施設の導入の際に利用可能な制度資金としては、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農林漁業施設資金（6次産業化、農商工等連携）、農業近代化資金及び特定農産加工資金があります。

詳しくは、



11

「農畜産物の加工・販売等を行うにあたり、その施設整備等に必要な資金を借りたい」(P17) をご覧下さい。

法人税・所得税の軽減、事業者税の1/4控除が受けられます。

**対象となる方**

特定農産加工法の経営改善計画の承認を受けた特定農産加工業者

**支援内容**

計画に従って340万円以上の機械装置を取得する場合、取得額の30%の特別償却ができます。また、計画に基づく事業の用に供する施設に課税される事業所税について、資産割の課税標準の1/4を控除できます。

農業法人が自己資本を充実させたい時には、農業法人投資育成制度により農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合が出資します。

## 出資対象者

農業法人（農業生産法人を含む。）

## 出資要件等

## &lt;出資の限度&gt;

出資後の総発行株式・持分の2分の1以内

なお、農業生産法人への出資にあたり、承認を受けた株式会社等が取得する株式は、議決権がないもの（無議決権株式）

※ 現在、農林水産大臣の承認を受けているのは、以下に記載する株式会社又は投資事業有限責任組合となっております。

それぞれ出資を受けるための要件等がございます。詳細については出資を受けたい株式会社又は投資事業有限責任組合にご確認ください。

## 承認を受けた投資主体

（平成27年4月23日現在）

投資主体名称	主な対象地域	電話番号	備考
アグリビジネス投資育成株式会社	日本全国	03-5283-6688	☆☆
SMBCアグリファンド投資事業有限責任組合	日本全国	03-3295-3336	
ひろしん農業育成投資事業有限責任組合	広島県内	082-245-1033	
えひめアグリファンド投資事業有限責任組合	四国地域	089-933-1513	☆
FFG農業法人成長支援投資事業有限責任組合	九州地域	092-291-8123	☆
さんぎん農業法人投資事業有限責任組合	三重県及びその周辺地域	03-6212-2511	☆
いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合	愛媛県内を中心に中四国及び九州地域	089-933-8804	☆
北洋農業応援ファンド投資事業有限責任組合	北海道内	011-231-3053	☆
みなとAファンド投資事業有限責任組合	兵庫県内及び大阪府内	078-577-2811	
大垣共立アグリビジネス1号投資事業有限責任組合	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	0584-74-2251	
ほくりくアグリ育成ファンド投資事業有限責任組合	富山県、石川県、福井県	076-421-5770	☆
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合	栃木県を中心に茨城県、群馬県及び埼玉県	028-689-9696	☆

※ 備考欄に区分している先については、以下の窓口においてもご案内しています。

☆：(株)日本政策金融公庫の各支店

★：最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店

## 【お問い合わせ先】

農林水産省経営局金融調整課 TEL:03-6744-1395

農林漁業成長産業化ファンドが、農林漁業者の皆さんの6次産業化の取組に対して出資、経営支援等を行います。

### 対象となる方

農林漁業者と2次・3次産業の事業者（パートナー企業）による合弁会社等で、六次産業化・地産地消法の計画認定を受けた会社（6次産業化事業体）

### 出資対象事業

農林水産物などを生かした新商品の開発や販売方式の改善等、6次産業化事業体が行う新たな事業分野を開拓する事業

### 活用メリット

- 使途の制約が小さく、期日ごとの返済義務がないなど自由度の高い資金を、農林漁業者とパートナー企業の出資の合計額と原則同額出資(※)します。
- (※) 事業規模、収益性等について一定の要件を満たしている場合、サグファンドからの出資割合を引き上げることが可能です。
- 株式会社農林漁業成長産業化支援機構・サブファンドが経営に協力し、農林漁業者とパートナー企業との両者の連携の相乗効果を高めます。
- 農林漁業者とパートナー企業が合弁会社等を作ることにより、農林漁業者は、他産業のノウハウの活用や新たな販路の獲得が可能となります。また、農林漁業者は合弁会社等における農林水産物などの価格決定に参画し、予見可能性をもって作付計画等を策定できるようになります。
- 連携するパートナー企業や農林漁業者が見つからない場合、株式会社農林漁業成長産業化支援機構・サブファンドが相方探し（マッチング）を支援します。

### その他留意点

株式会社農林漁業成長産業化支援機構・サブファンドは出資によって会社の株式を取得・保有します。最大15年間の支援期間終了までに、この株式を売却し、出資を回収します。この株式は、6次産業化事業体に買い取っていただくことを予定しています。

### 【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局等・地域センター（77ページの一覧をご覧ください。）

（株）農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）TEL:03-5220-5885（代表）

⇒ <http://www.a-five-j.co.jp>

<事業名：農林漁業成長産業化ファンド>

天候不良等により、契約数量の不足分を市場等から調達する場合にかかる費用の一部を支援します。

対象となる方

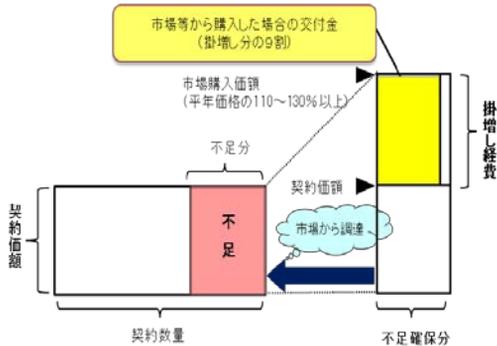
農業者又は農業者の組織する団体であって、産地連携野菜供給契約による野菜の供給を内容とした総合化事業計画の認定を受けた者

支援内容

○野菜生産者が外食・加工業者や量販店などと契約取引を行う際のリスクを軽減するため、数量の不足時に市場等から確保する場合にかかる費用の一部（国費負担率50%）を支援します。

○六次産業化・地産地消費に基づき作成する計画の認定を受けることにより、野菜指定産地内外を問わず複数産地の農業者等が連携して、リレー出荷により指定野菜の周年供給に取り組む場合についても上記の支援が受けられます。

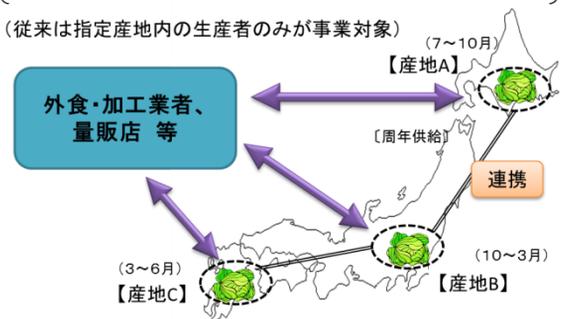
<事業の仕組み>



<六次産業化・地産地消費の特例措置による支援>

指定産地内外問わず産地間連携によるリレー出荷に取り組む生産者も事業対象

(従来は指定産地内の生産者のみが事業対象)



ご利用方法

○六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の審査・認定は、各地方農政局等において実施します。認定に係る手続き等の詳細は、下記農林水産省ホームページに随時掲載します。

○事業内容の詳細については下記連絡先にお問い合わせ下さい。

○総合化事業計画の認定を受けた後、実際の本事業の利用に当たっては、独立行政法人農畜産業振興機構へご相談いただくことになります。

【お問い合わせ先】

農林水産省生産局農産部園芸作物課 価格班 TEL:03-3502-5961

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>

加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を行う場合に支援します。

### 対象となる方

農協連合会、農協、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

### 支援内容

- 輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、実需者と取引契約を結び、加工・業務用野菜の安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する産地に取組面積に応じて3年間面積払により支援します（補助率：定額（※））。

〔（※）事業対象面積当たり  
7万円/10a（1年目）、5万円/10a（2年目）、3万円/10a（3年目）  
を年度ごとに交付〕

- 対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ※、レタス※  
※ 平成26年度補正予算から追加

### ○ 事業要件

- ・産地要件：事業対象面積10ha以上、事業参加農家5戸以上
- ・機械化の推進など生産・流通の構造改革の取組と土層改良など作柄安定のための取組を一体的に行うこと
- ・対象契約（※）に従って長期的かつ安定的に出荷を行うこと

〔（※）加工・業務用実需者への契約取引が対象となります。  
自ら加工を行って契約にしたがって出荷するものも対象となります。〕

### ご利用方法

- 事業実施主体は、（独）農畜産業振興機構が公募により採択します。
- 詳細については、下記にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】 （公募について）

（独）農畜産業振興機構 野菜需給部助成業務課 TEL：03-3583-9797  
（本省担当部局）

農林水産省生産局農産部園芸作物課 園芸生産第2班 TEL：03-6738-7423

<事業名：加工・業務用野菜生産基盤強化事業>

果樹の優良品目・品種への転換及びこれにより生じる未収益期間に対する支援や、加工用果実を低コストで生産するための支援を行います。

対象となる方 農業者、農業者団体、民間団体 等

支援内容

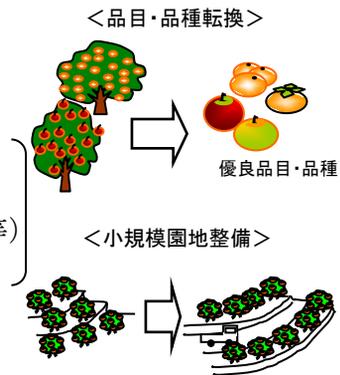
< ①果樹の優良品目・品種への改植支援対策及び未収益期間対策 >

○改植支援対策

補助率(定額、1/2)

優良品目・品種への転換や園地整備、大苗育苗ほの設置、新技術導入、輸出促進の実証等について、支援します。

- 【改植】 22万円/10a (みかん等のかんきつ類)
- 16万円/10a (りんご等の主要落葉果樹等)
- 32万円/10a (りんごわい化栽培、なしジョイント栽培等)
- 【園地整備等】 1/2補助



○未収益期間対策

補助率(定額)

優良品目・品種への転換を加速化するため、改植等を実施した際の未収益期間に対する支援を実施します。

- 5万円/10a × 改植の翌年から4年分
- (※ 初年度に一括交付)

< ②果実の加工流通対策 >

○加工専用果実生産支援事業

補助率(定額(上限200万円))

加工原料の低コスト・省力化栽培技術の確立に対する支援や、それと一体的に取り組む新商品開発に対する支援を実施します。

○加工専用果実流通体制確立支援事業

補助率(定額)

品質の優れた加工原料用果実の取引に取り組む産地への選別出荷に要する経費について、支援を実施します。



ご利用方法 事業内容の詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農林水産省生産局園芸作物課 TEL:03-3502-5957  
 公益財団法人 中央果実協会 TEL:03-3586-1381

茶の優良品種への転換及びこれにより生じる未収益期間に対する支援や、発酵茶等海外ニーズに応じた茶の生産・加工を支援します。

対象となる方 農業者、農業者団体、民間団体 等

支援内容

<①優良品種への改植支援及び改植等に伴う未収益期間対策>

○茶における改植支援対策

補助率(定額)

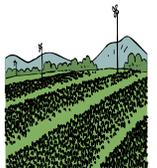
優良品種への転換・高品質化を加速化するため、改植に要する経費に対する支援を実施します(12万円/10a)。

○茶における未収益期間対策

補助率(定額)

優良品種への転換、高品質化を加速化するため、改植等を実施した際の未収益期間に対する支援を実施します。

- ・改植 : 12万円/10a  
(異なる品種への改植は16万円/10a)
- ・ 棚施設を利用した栽培法への転換 : 4万円/10a
- ・ 台切り : 7万円/10a



<②お茶の輸出や発酵茶等の取組に対する支援対策>

○輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入や発酵茶等の加工機器の導入に対する支援を実施します。

補助率(1/2、定額)

- ・ 海外ニーズに対応した減農薬技術の導入
- ・ 発酵茶(紅茶)や半発酵茶(烏龍茶)用の加工機械のリース導入
- ・ 輸出用茶の残留農薬の分析

ご利用方法 事業内容の詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農林水産省生産局地域作物課 TEL:03-6744-2117



植物の新品種を育成した方は品種登録の出願をすることができます。

**対象となる方**

植物の新品種を育成した方（又はその承継人）

**内 容****<① 新品種を品種登録したい>**

農林水産物の生産のために栽培される植物（種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類）及びきのこ（政令で指定されたもの）の新品種を育成した方は、品種登録の出願をすることができます。

審査の結果、品種登録の要件を満たしていれば品種登録され、育成者権が付与されます。育成者権が付与されると、自ら生産・販売等を行い、又は他者に利用権を設定するなどして、利益を得ることが可能となります。

**<② 品種登録された品種を利用したい>**

登録品種を利用したい方は、育成者権を所有している方から許諾を得る必要があります。品種登録の情報は、農林水産省の品種登録ホームページで見ることができますので、育成者権を所有している方を調べることができます。

**ご注意**

品種登録の出願には、出願料（47,200円）が必要です。また、育成者権を維持するためには、登録料を納付しなければなりません。

\* 六次産業化・地産地消法による研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種については、出願料と登録料が1/4に軽減されます。

詳細は、農林水産省の品種登録ホームページ  
⇒ <http://www.hinsyu.maff.go.jp/> をご覧ください。

**品種登録****検 索**  
**【お問い合わせ先】**

農林水産省食料産業局新事業創出課 種苗審査室

TEL:03-6738-6471 FAX:03-3502-6572

21 花きの需要の拡大に取り組みたい

団体 補助

国産花きの需要拡大に向けた、フラワーコンテスト、花文化展示会、シンポジウム等を開催する取組を支援します。

対象となる方

花き業界関係者が組織する協議会（※）

（※）各都道府県を区域として、都道府県及び生産者、育種家、研究者、流通業者、販売業者、輸出事業者等、花き業界の関係者が一堂に会する協議会

支援内容

花きの魅力を発信し、消費者の花きの利用増進を啓発するフラワーコンテスト、花文化展示会、シンポジウムの開催等以下の取組を支援します。（補助率：定額）

①フラワーコンテストの実施

当該地域で生産された花きの品評会を開催し、優秀な花きについては表彰、展覧

また、高度な国産花きの生産技術の紹介と、世界的なコンテスト等で高く評価された花きを、多くの消費者に知っていただく秀品花きの展示

②花文化の展示

いけばな等我が国の伝統的な花文化やフラワーアレンジメント等の日常生活における花きの利用増進を図る新たな花文化の継承・普及のため、花文化展示会を開催

③シンポジウム等の開催

花き業界関係者、花育実践者等の花きに関する識者を招き、花きを取り入れた暮らしの啓発に資するシンポジウム等を開催

ご利用方法

本事業を活用する場合、当該地域の協議会に参加することが要件となります。

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局（77ページの一覧をご覧ください。）

＜事業名：国産花きイノベーション推進事業＞

産地における共同出荷所の配置、効率的な集配ルート of 調査及び荷姿(箱サイズ)の統一等、物流の効率化の検討・実証の取組を支援します。

## 対象となる方

花き業界関係者が組織する協議会(※)

(※) 各都道府県を区域として、都道府県及び生産者、育種家、研究者、流通業者、販売業者、輸出事業者等、花き業界の関係者が一堂に会する協議会

## 支援内容

花きに関し物流の改善が必要な地域を対象に、物流の効率化、コスト削減を図るための以下の取組を支援します。(補助率:定額)

## ① 検討会の開催

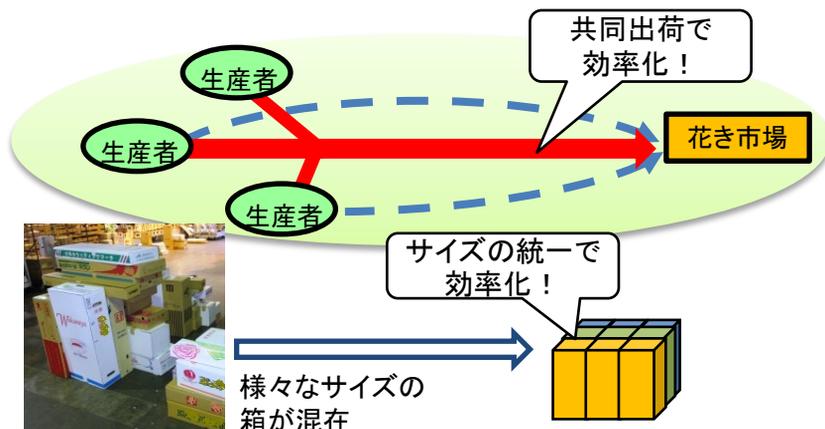
事業を効率的に実施するため、生産者、運送業者、市場関係者、小売業者、物流に関する学識経験者等で構成する検討会を開催し、物流の効率化、コスト削減等に向けた改善方策の検討

## ② 流通拠点等先進地調査の実施

当該地域の花きの物流改善に資するため、流通の合理化に成果を上げている先進地調査の実施

## ③ 物流改善方策の実証

①で検討された効率的な集配ルートの実証調査のほか、品目や生産者によってサイズがまちまちの出荷用段ボール等を、地域で統一したサイズの段ボール箱試作・導入等の実証試験



## ご利用方法

本事業を活用する場合、当該地域の協議会に参加することが要件となります。

詳細については、下記にお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局(77ページの一覧をご覧ください。)

<事業名: 国産花きイノベーション推進事業>

23 水産物の新たなマーケットを開拓したい

団体

補助

→ 新たなマーケット開拓のための活動に必要な費用を補助します。

対象となる方

産地協議会（漁業関係機関等（漁業協同組合等）、市町村、関係団体）

支援内容

産地協議会が策定した「産地水産業強化計画」に基づいて実施する地域漁業の課題克服（所得の向上、地先資源の増大、6次産業化、漁村の魅力向上）へ向けた積極的な取組を支援します。

産地協議会が行う以下の検討会の開催、調査・調整活動の実施、新たなマーケットの開拓、実践的知識・技術の習得の活動に対して費用の一部（1/2以内）を補助します。

※上記取組に必要な共同利用施設を整備したい場合は、23 参照

1. 本事業の実施に係る検討

漁村において漁業者団体、市町村、関係者からなる地域協議会の継続的な開催に係る経費を支援。



2. 調査・調整活動の実施

地先資源や共同利用施設の利活用のための調査と検討。



3. 新たなマーケットの開拓

地先資源や共同利用施設を利活用して所得につなげる取組。



4. 実践的知識・技術の習得

地先資源や共同利用施設の利活用のための知識・技術の取得。



ご利用方法

- ①公募期間にあわせて実施している事前相談を受けた上で、公募期間内に課題提案書等提出してください。
- ②詳細は、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 構造改善施設班 TEL:03-3502-8111(内線6904)

ダイヤルイン:03-6744-2391 FAX:03-3581-0325

公募情報、事業の詳細については、下記URLに掲載しています。

⇒ [http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko\\_gyozyo/bousai/shienjigyou.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/bousai/shienjigyou.html)

<事業名：産地水産業強化支援事業のうち、産地水産業強化支援事業>

水産業共同利用施設の整備に係る費用を補助します。

### 対象となる方

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、市町村等  
※産地協議会の構成員である必要があります。

### 支援内容

産地協議会が策定した「産地水産業強化計画」に基づく地域漁業の課題克服へ向けた取組（22 参照）に必要となる共同利用施設の整備について、市町村を通じた交付金により費用の一部（1/2、1/3等）を補助します。

#### （対象施設例）

水産物加工処理施設



鮮度保持施設



種苗生産供給施設



船舶離発着施設



#### （事業実施における一般的な要件）

- ①費用対効果が1以上
- ②事業当たり国費3億円未満
- ③資源管理・漁業経営安定対策として資源管理計画に加入する漁業者5戸以上が受益者となること  
など

### ご利用方法

- ①公募期間にあわせて実施している事前相談を受けた上で、公募期間内に課題提案書等提出してください。
- ②詳細は、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 構造改善施設班 TEL:03-3502-8111(内線6904)

ダイヤルイン:03-6744-2391 FAX:03-3581-0325

公募情報、事業の詳細については、下記URLに掲載しています。

⇒ [http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko\\_gyozyo/bousai/shienjigyoku.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/bousai/shienjigyoku.html)

<事業名：産地水産業強化支援事業のうち、施設整備支援事業>

6次産業化に取り組む中小漁業者等を低利の短期運転資金で支援します。

対象となる方

- ・ 6次産業化法認定者（※1）
- ・ 認定漁業者（※2）
- ※1 六次産業化・地産地消法の総合化事業計画について農林水産大臣の認定を受けた中小漁業者等
- ※2 漁業経営改善計画について農林水産大臣または都道府県知事の認定を受けた中小漁業者等

支援内容

<利用できる資金を知りたい>

- ・ 6次産業化の取組により開発された商品等の販路開拓やPRなどのために必要となる低利の短期運転資金を、借りやすく返しやすい方法で融通します。
- ・ 漁業経営に必要な運転資金一般（既往借入金の借換えは含みません。）への融資の利子に対する支援を行います。



償還期限 1年

貸付金利1.5% (変動金利制 平成27年8月19日現在)

【資金使途例】

- 賃金、福利厚生費、船員保険等の労務費
- 燃料費、えさ代、氷代等の材料費
- 漁網・釣針の修繕費等の漁具費
- 漁船修繕費・漁船定期検査費等の漁船費
- 水道高熱費、漁業用電球代等の諸材料費
- 漁船のチャーター料、漁獲物の水揚料・選別料等の賃貸料・料金
- 船員研修費
- 漁船漁業用施設等の陸上施設の維持管理費等の諸施設費
- 市場開拓費、販売促進費
- 入漁料
- その他の運転資金

貸付方法は極度貸付方式による当座貸越又は手形貸付です。

【極度額の上限】(※3)

漁船漁業を主として営む者 30百万円 ~ 190百万円  
(使用する漁船の総トン数に応じ定める額)

養殖業を主として営む者 30百万円 ~ 60百万円  
定置漁業を主として営む者 40百万円 ~ 80百万円

※3 六次産業化・地産地消法認定者及び認定漁業者により、極度額の上限が異なります。

ご利用方法

- ・ 六次産業化・地産地消法認定の手続きについては、最寄りの地方農政局にお問い合わせください。
- ・ 借り入れのお申し込みについては、最寄りの漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫支店、銀行等までご相談ください。

【お問い合わせ先】

- (6次産業化法認定) 最寄りの地方農政局等 (77ページをご覧ください)
  - (借り入れのお申し込み) 最寄りの漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫支店、銀行等
  - (本省担当部局) 水産庁水産経営課 企画調整班 (TEL:03-3502-8418 (直通))
- <事業名：漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業>

➔ 漁船のエンジン等の機器購入や加工機器の設置等に必要な資金を、無利子で貸付けます。

## 対象となる方

沿岸漁業従事者等（※1）及び促進事業者（※2）

※1 沿岸漁業（漁船を使用しない漁業、20t未満の漁船漁業、定置網漁業、養殖漁業）の従事者、その組織する団体及び沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業員の数が20人以下である者。

※2 認定を受けた総合化事業計画に基づき、農林漁業者等の取組みに協力する民間事業者等

## 支援内容

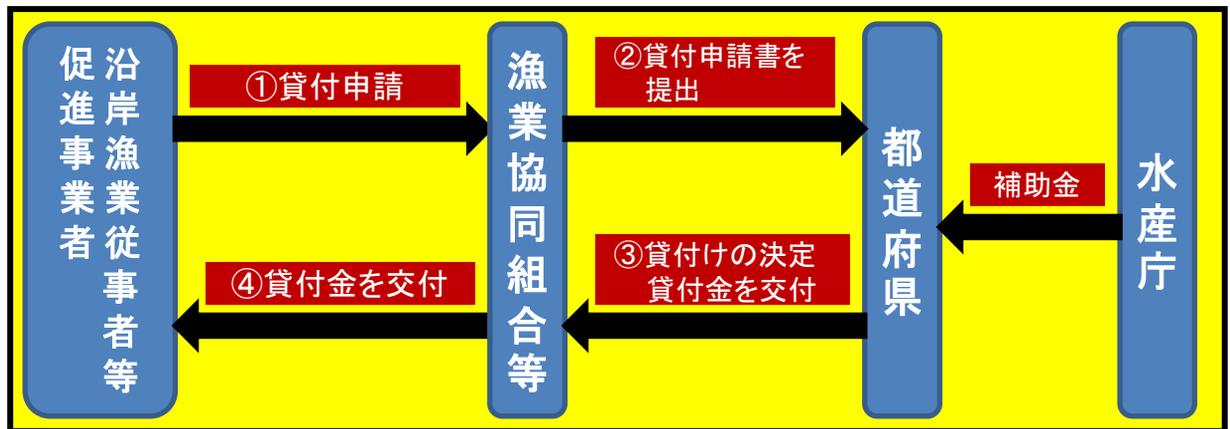
無利子資金の貸付け

沿岸漁業の経営もしくは操業状態の改善を図ることを応援するため、エンジン等の機器購入や加工機器の設置等に必要な資金を、無利子で貸付けます（※3）。

六次産業化・地産地消費による認定総合化事業計画（※4）に取り組む場合には、一部の資金の借入について、通常よりも償還期間・据置期間が1～2年延長されます。

※3 貸付内容により貸付限度額や償還期間及び据置期間等が異なります。

※4 農林漁業者が農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画



## ご利用方法

- 貸付けは、お住まいの都道府県が行います。
- 貸付けのご相談については、都道府県の水産事務所、水産業普及指導員や所属している漁協等にご連絡ください。
- 貸付けの手続きは所属している漁協（もしくは、水産事務所等）で行っています。
- 貸付けを受ける際には、担保又は連帯保証人が必要です。

## 【お問い合わせ先】

お住まいの都道府県の水産事務所、所属している漁協

<事業名：沿岸漁業改善資金>

27 木材加工・流通施設等を整備するための資金を借りたい

認定

融資

→ 地域材の加工・流通施設等の整備に必要な資金を借り受けた方に対し、利子助成を行います。

対象となる方

森林所有者、素材生産業者、森林組合、木材業者(林業を併せ営む者)等

支援内容

利子助成を受けることで、木材の加工・流通施設等の整備に必要な日本政策金融公庫資金を実質無利子で借りることができます。

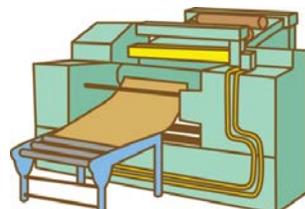
<対象資金・貸付条件>

- ・対象資金：日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（林業）
- ・貸付限度額：借入者の負担する額の80%に相当する額※
- ・償還期間等：償還期間（据置期間を含む。）15年以内※  
据置期間3年以内

※貸付限度額及び償還期間等は、条件により異なります。  
公庫から貸付けを受けても、全て利子助成の対象になるわけではありません。

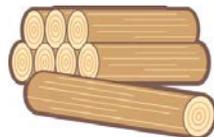
<利子助成率及び利子助成期間>

- ・利子助成率：最大2%
- ・利子助成期間：償還終了時まで（最大15年）



<利子助成条件>

- ① 都道府県から林業経営改善計画または合理化計画の認定を受けていること。
- ② 適切な事業活動を継続することが確実なこと。
- ③ 木材の加工・流通体制の改善に取り組んでいること。



ご利用方法

日本政策金融公庫から対象資金を借り入れた後、全国木材協同組合連合会に利子助成の申請を行ってください。  
詳細は、全国木材協同組合連合会にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

全国木材協同組合連合会 TEL:03-3580-3215

<事業名：林産物供給等振興対策事業のうち、地域材利用促進利子助成事業>

木材加工施設、木質バイオマス施設等の導入に必要な資金を無利子で融資します。

## 対象となる方

- ① 林業従事者、素材生産業者、森林組合、木材製造業者、木材卸売業者 等
- ② 六次産業化・地産地消法による促進事業者、農商工等連携法による認定中小企業者

## 支援内容

新しい取組で経営の改善を行うにあたり必要となる木材加工施設や木質バイオマス施設等の導入資金を無利子で融資します。

## &lt;貸付条件&gt;

- ・資金名：林業・木材産業改善資金
  - ・貸付限度額：林業 個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円  
木材産業 1億円
  - ・償還期間等：償還期間(据置期間含む)10年以内、据置期間3年以内
- \* 六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農商工等連携法の認定農商工等連携事業計画の取組については、償還期間12年以内、据置期間5年以内



## ご利用方法

- ・都道府県から直接融資を受ける方法と、民間金融機関を通じて融資を受ける方法があります。（ご利用できる方法は都道府県により異なります。）
- ・詳細は、都道府県の林務担当部局にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】  
都道府県の林務担当部局

<事業名：林業・木材産業改善資金>

事業や経営に必要となる運転資金を低利で融資します。

**対象となる方**

森林所有者、素材生産業者、森林組合、中小企業等協同組合及びこれらの連合会、木材製造業を営む者、木材卸売業者 等

**支援内容**

6次産業化に向けた事業規模の拡大、経営の改善等を行うにあたり、必要となる運転資金を低利で融資します。

資金内容としては、立木等の購入代金をはじめ、輸送経費、素材生産及び造林等のための費用、木材加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費などの運転資金です。

**〈融資条件〉**

事業や経営の合理化等の計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける必要があります。

**ご利用方法**

詳細については、下記にお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

最寄りの都道府県林務担当部局

<事業名：木材産業等高度化推進資金事業>

自社の取組について、一層PRすべきことは何か、改善すべきことは何かを発見することができるワークブック形式の「FCP企業力アッププログラムⅠ」を公開しています。

対象となる方

農林漁業者、食品製造事業者 等

支援内容

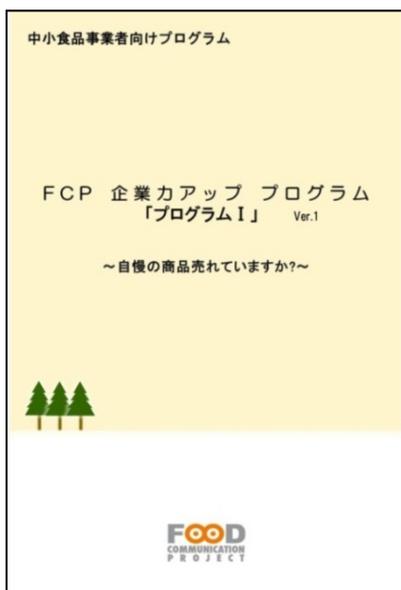
「FCP企業力アッププログラム」は、地域の中小食品事業者等が、商品と企業の価値を向上させるヒントを得ると同時に、こうした差別化された価値を効果的に消費者まで伝えて購買につなげていけるよう、自社の取組を振り返るツールです。（企業の活動内容にあわせ、3プログラム作成しております。プログラムⅠは自習型、プログラムⅡ、Ⅲは集団研修型）

「FCP企業力アッププログラムⅠ」は、製造、卸売、小売等食品産業の現場の第一線の経験を踏まえて作成されたワークブックで、自分で書き込むことにより、自社の強み、弱みを確認し、企業活動の改善につなげることを目指したプログラムです。

ご利用方法

「FCP企業力アッププログラムⅠ」は、FCPのホームページからダウンロードいただけます。

⇒ <http://www.food-communication-project.jp/>



【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局食品企業行動室 TEL:03-6744-2397



商品特性を効果的にPRでき、効率的な商談進行をサポートする「FCP展示会・商談会シート」を公開しています。

対象となる方

農林漁業者、食品製造事業者 等

支援内容

「FCP展示会・商談会シート」は、展示会・商談会において、「出展者（売り手）」の効率的・効果的な商品の売込みと、「購入者（買い手）」の効率的な商品発掘を可能にする、統一フォーマットです。（フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）が主催する研究会において、スーパー、コンビニ、百貨店、卸等のバイヤー、商談会主催者、地方銀行等の実際のビジネスニーズを踏まえて作成しました。）

商談でやり取りされるであろう基本項目を網羅しており、現在、多数の展示会・商談会等でエントリーシート等として活用されています。

また、初めて記入される方でも記入のポイントがわかるよう、「作成のてびき」も御用意しております。

ご利用方法

「FCP展示会・商談会シート」及び「作成のてびき」は、FCPのホームページからダウンロードいただけます。

⇒ <http://www.food-communication-project.jp/>

**【表面】**  
商品の特性、ターゲット、商品写真等の商品自体の情報を記入します。

**【裏面】**  
企業の情報、製造工程、品質管理等の情報を記入します。

【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局食品企業行動室 TEL:03-6744-2397

→ 公庫が実施している展示商談会(アグリフードEXPO)へ参加できます。

**対象となる方**

農林漁業者団体、食品産業事業者 等

**支援内容**

アグリフードEXPOは、全国各地で国産ブランドを担い、魅力ある農産物づくりに取り組んでいる農業経営者の方や、地元産品を活用した多様なこだわり食品を製造する食品メーカーの方に、広域的な販路拡大の機会を提供することを目的とした、株式会社日本政策金融公庫が主催する展示商談会です。年に2回、東京と大阪で開催されます。

出展者の方は、国産農産物および加工品を個別出展ブースに展示し、来場された各業種のバイヤーとの商談を行うことができます。

なお、出展者募集期間中には商談の進め方、ポイント、効果的な展示方法などについての説明会も開催されます。

詳しくは、公式ホームページ

⇒ <http://www.exhibitiontech.com/afx/> をご参照ください。

**参加方法**

出展希望者は募集期間中に出展申込書を以下の「アグリフードEXPO」運営事務局に提出する必要があります。

**年間スケジュール等**

大阪：出展者募集期間 平成26年9月～11月  
開催日程 平成27年2月19日・20日

東京：出展者募集期間 平成27年4月～5月  
開催日程 平成27年8月18日・19日

**【お問い合わせ先】**

アグリフードEXPO運営事務局／エグジビションテクノロジーズ株式会社

TEL:03-5775-2855

FAX:03-5775-2856

事業者が自らの業務を振り返り、消費者に信頼される食品事業者として更なる事業展開を図るために欠かせないポイントへの対応状況がチェックできる「ベーシック16」を公開しています。

## 対象となる方

農林漁業者、食品製造事業者 等

## 支援内容

食品事業者は業種（製造、卸売、小売等）や規模、企業内の部署等にかかわらず、消費者の信頼向上のために以下の16項目に対応して企業活動を行う必要があります。（この16項目は、70事業者から延べ400名近くの食品産業の第一線で働く方々が集まり、42回の会議を経て、現場での経験・実践を基に取りまとめられました。）

ベーシック16は、この16項目について、自社の取組を振り返り、記入するシートです。このシートに記入することにより、例えば、多くの記載ができた項目は自社の強みと言えますし、記載内容にとまどったような場合は今後の課題とも言え、自社の今後の経営改善と発展に向けた気づきを得ることができます。

## ご利用方法

ベーシック16は、FCPのホームページからダウンロードいただけます。  
⇒ <http://www.food-communication-project.jp/>

## ベースとなる価値観と行動

1	2
お客様を基点とする企業姿勢の明確化	コンプライアンスの徹底
社内でのコミュニケーション	取引先とのコミュニケーション
3 安全かつ適切な食品の提供のための体制整備	7 持続性ある関係のための体制整備
4 調達における取組	8 取引先との公正な取引
5 製造、保管・流通、調理・加工における取組	9 取引先との情報共有、「協働」の取組
6 販売における取組	10 お客様とのコミュニケーションのための体制整備
	11 お客様からの情報の収集、管理及び対応
	12 お客様への情報提供
	13 食育の推進
緊急時に関するコミュニケーション	
14 緊急時を想定した体制整備	15 緊急時の取引先との協力体制の整備
	16 緊急時のお客様とのコミュニケーション体制の整備

## 記入例

酒の も の 制	<御社の取組内容：250字以内> ○CSR 報告書によって、社の方針が社内体制の 制に内部監査、外部監査を行っている	<該当する11月のURL:> <写真など>
おけ	<御社の取組内容：250字以内> ○取引を開始するに当たり、製造現場の検査やヒアリング を行っている ○社内外の安全や衛生管理を徹底している	<該当する11月のURL:> <写真など>
におけ	<御社の取組内容：250字以内> ○健康が自ら発したのみや健康管理をすることも、定期的 な健康診断や毎月の検便検査により、健康状態の管理・確認 を行っている	<該当する11月のURL:> <写真など>
販売におけ る取組	<御社の取組内容：250字以内> ○パッケージ、降付ケースで、商品の特性に応じて温度管理 を行い、毎日11時、15時、19時に温度は異常がないか確認し てる ○自社管理に基づき販売履歴日、販売検封日を設定して商品 を管理している	<該当する11月のURL:> <写真など>

## 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局食品企業行動室 TEL:03-6744-2397

食品工場の品質管理に必要な「FCP共通工場監査項目」と、実際の監査シーンで見られる指摘事例集を公開しています。

## 対象となる方

農林漁業者、食品製造事業者 等

## 支援内容

工場監査とは、食品を取り扱う小売販売事業者などが、その取引先の工場に対して行う品質管理状況等の確認作業です。「FCP共通工場監査項目」は、工場監査を効率的に行うため、基本的な監査項目を取りまとめたものです。(FCPが主催する研究会において、多数の食品事業者が参加し、各社が実際に使用している工場監査項目をもとに作成しました。)

実際の取引先からの監査に備えた事前準備や、自社の加工場の衛生管理のセルフチェックに御活用ください。

また、初めて食品加工に取り組み、これから監査にかかわっていかれる方にもスムーズに工場監査に対応していただけるよう、どのような質問が行われるかをまとめた「FCP共通工場監査項目 指摘事例集 (事例で学ぶ工場監査)」も御用意しております。

## ご利用方法

「FCP共通工場監査項目 (第2.0版)」及び「FCP共通工場監査項目 指摘事例集」は、FCPのホームページからダウンロードいただけます。

⇒ <http://www.food-communication-project.jp/>

## 「FCP共通工場監査項目 指摘事例集」のイメージ

	チェック (○or×)	取組状況等
<b>食品製造で使用する水の定期的な水質検査の実施【FCP共通工場監査項目No.34】</b>		
事例(1)		食品製造で使用する水の定期的な水質検査を実施していますか
事例(2)		水道水直結使用の場合でも、必要な検査を行っていますか
事例(3)		水の供給源と確認検査の項目が一致していますか(水質の検査は供給源に応じて決められた項目どおり行っていますか)
事例(4)		井水の残留塩素検査を行う場合、末端蛇口から採水していますか
事例(5)		食品製造で使用する水の残留塩素濃度のチェックをしていますか
事例(6)		井水のごり、臭いの確認を行っていますか
<b>加熱・冷却・乾燥及び包装の管理基準の設定【FCP共通工場監査項目No.35】</b>		
事例(1)		加熱・冷却・乾燥及び包装の工程の意味(殺菌温度、時間など)を理解していますか
事例(2)		温度を確認する場所が統一されていますか(中心温度か表面温度か)
事例(3)		加熱・冷却・乾燥及び包装の管理基準に裏付根拠がありますか
事例(4)		加熱・冷却の処理量、温度、時間の基準が明確ですか
<b>加熱・冷却・乾燥及び包装の管理記録の保管【FCP共通工場監査項目No.36】</b>		
事例(1)		加熱・冷却・乾燥及び包装の管理記録はありますか
事例(2)		加熱・冷却・乾燥及び包装の管理記録は製造基準と合っていますか
事例(3)		加熱・冷却・乾燥及び包装の記録は定期的に実施していますか
事例(4)		連続記録チャート紙の記録と、現場日報での記録が合っていますか
事例(5)		加熱・冷却温度の記録の検証により、設定と合っているかを確認していますか
事例(6)		加熱・冷却・乾燥及び包装の記録の保管期間を満たしていますか

## 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局食品企業行動室 TEL:03-6744-2397

食品の製造・販売では、安全性の向上が何よりも重要です。必要となる衛生管理・品質管理の知識を習得するための研修会を開催します。

### 対象となる方

農林漁業者、食品製造事業者 等

### 支援内容

食品事業者は食品の安全性の確保について第一義的責任を有しており（食品安全基本法）、消費者に販売する食品を製造する際には、家庭とは異なるレベルで衛生管理・品質管理が必要となります。広く製品を販売するようになった後に万が一、食品事故を起こすとその影響は想像以上に大きなものとなりかねません。

食品の安全性の向上のため、食品製造事業者等を対象とした衛生管理・品質管理に関する研修会を開催しています。農林漁業者の皆様も御参加いただけますので、適切な衛生管理・品質管理の方法を習得していただき、6次産業化の一層の推進にお役立てください。

研修に関する情報は、省ホームページにも順次掲載いたします。



○HACCP支援法（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法）ホームページ  
⇒ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/index.html>

### ご利用方法

詳細は、下記にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局食品企業行動室 TEL:03-3502-5743

<事業名：食品の品質管理体制強化対策事業>

## 食品表示のルールに関する情報を御紹介します。

### 対象となる方

食品関連事業者等（食品の製造業者、販売者等）

### 食品表示制度の内容

食品表示法の制定を受け、「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」の食品表示に関する基準を一元化した「食品表示基準」が策定され、平成27年4月1日以降は、当該基準に基づく適切な表示が必要です。（旧制度からの経過措置期間がございます。）

#### 《主な変更点》

- |                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| ①加工食品と生鮮食品の区分の統一      | ⑥栄養機能食品に係るルールの変更           |
| ②製造所固有記号の使用に関するルールの改善 | ⑦原材料名表示等に係るルールの変更          |
| ③アレルギー表示に係るルールの改善     | ⑧販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善   |
| ④栄養成分表示の義務化           | ⑨通知等に記載されている表示ルールの一部を基準に規定 |
| ⑤栄養強調表示に関するルールの改善     | ⑩表示レイアウトの改善                |

※ このほか、米トレーサビリティ法（米及び米加工品の産地情報の伝達）、景品表示法（虚偽、誇大な表示の禁止）、不正競争防止法（不正な競争の防止）、計量法（適正な計量の実施を確保）なども食品表示に関係します。

### <食品表示制度で表示すべき主な事項（加工食品の場合）>

#### （主な表示事項）

##### 義務表示

##### 一部義務

名称	一般的な名称を表示。
保存方法	食品の特性に従って表示。
消費期限 又は 賞味期限	品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限を、それ以外の食品にあっては賞味期限を表示。
原材料名	使用された原材料を重量順に全て表示。
添加物	使用された添加物を重量順に全て表示。
内容量	内容重量、内容体積、内容数量又は固形量等を表示。
栄養成分 表示	エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の5項目のほか、表示しようとする栄養成分について表示。 飽和脂肪酸、食物繊維については表示を推奨（任意）
食品関連事業者の氏名 又は名称及び住所	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示。
製造業所等の所在地 及び製造者等の氏名 等	製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を表示。
アレルギー	小麦、卵等7品目の原材料について表示を義務付け。 大豆、豚肉等20品目の原材料について表示を推奨（任意）。
遺伝子 組換え	対象加工食品33品目について、遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別である対象農産物が含まれる場合はその旨を表示。遺伝子組換えでない場合は任意。
原料原産地名	22の加工食品群及び個別の4品目について表示。その他の食品は任意。
原産国名	輸入品の場合に表示。

#### （食品表示基準に基づく表示例）

名称	スナック菓子		
原材料名	じゃがいも（遺伝子組換えでない）、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物（小麦を含む）、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ（大豆を含む）、魚介エキスパウダー（かに・えびを含む）		
添加物	香料、調味料（アミノ酸等）、卵殻カルシウム		
内容量	81g	賞味期限	この面の右側に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください		
製造者	株式会社〇〇〇〇 ●●県××市△△		

#### 栄養成分表示 1個30gあたり

エネルギー	42 kcal
たんぱく質	3.8 g
脂質	0.8 g
炭水化物	4.9 g
食塩相当量	0.2 g

### 食品表示制度に関する情報

表示をする際のルールの詳細については、消費者庁の以下のページを参考にしてください。

- ・食品表示に関するページ <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>
- ・食品表示に関するパンフレット・Q&A・ガイドライン等 <http://www.caa.go.jp/foods/qa.html#m01>

#### 【お問い合わせ先】

消費者庁食品表示企画課 TEL:03-3507-8800（食品表示法に基づく食品表示について）

## 1 GLOBALG.A.P.等の取得に取り組みたい

補助

輸出を見据えた産地に対して、記帳作業の負担を軽減するクラウドサービスの導入及びGLOBALG.A.P.等の取得を支援します。

### 対象となる方

輸出を見据えた取組を進めようとする農業協同組合、農業生産法人、生産者団体

### 支援内容

輸出を見据えた産地に対して、記帳作業等の負担軽減を図るため、農作業や使用資材の記録をするクラウドサービスの利用や、GLOBALG. A. P. 等の認証取得について支援します。

<事業内容>

- ① I C T機器の操作習熟等を図るための研修会の開催
- ②クラウドサービスの利用
- ③GLOBALG. A. P. 等の認証取得

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

農林水産省生産局農産部技術普及課 TEL:03-3593-6497

<事業名：輸出用GAP等普及推進事業のうちICTを活用した既存GAPの高度化支援事業>

## 2 農産物の安全性向上に取り組み、販路拡大・輸出につなげたい

補助

流通業者等の求めるGAPに対応して販路拡大や輸出につなげられるよう、「GAPガイドライン」に即したGAPの普及・導入に向けた取組を支援します。

### 対象となる方

農業協同組合、農業者により組織する団体、市町村 等

### 支援内容

「農業生産工程管理（GAP）のガイドライン」に則したGAPの普及・導入を推進するとともに、取引相手が求めるGAPに対応できるようGAPの質を向上し、販路拡大や輸出につなげる取組を支援します。

<事業内容>

- ①GAP指導者の育成
- ②生産者に対するGAPの推進
- ③産地一体となったGAPへの取組
- ④普及資料の作成

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

農林水産省生産局農産部技術普及課 TEL:03-3593-6497

または最寄りの地方農政局（77ページの一覧をご覧ください。）

<事業名：輸出用GAP等普及推進事業のうち販路拡大等を目指したGAPの普及推進事業>

3

輸出可能先を広げるため、ハラール認証、GLOBALG.A.P.を取得するなど輸出環境の整備をしたい

補助

輸出先国の各種基準に対応するための取組等を支援します。

対象となる方

農林漁業者、商工業者の組織する団体、民間事業者 等

支援内容

#### ＜輸出環境整備を図る取組＞

農林水産省が策定した『農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略』に掲げる品目について、対象国・地域が求める検疫条件への対応、GLOBALG.A.P.、ハラール認証等の国際的に通用する認証の取得・更新、対象国・地域の有機認証等の他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新等に掛かる経費の2分の1を補助します。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局輸出促進グループ TEL:03-6744-7045

又は最寄りの地方農政局等（77ページの一覧をご覧ください。）

＜事業名：農山漁村6次産業化対策事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策事業＞

4

先進的な輸送技術を活用し、最適な輸出モデルの開発・実証を行いたい

団体

補助

先進的な輸送技術を活用して、試験輸送を行い、最適な輸出モデルの開発・実証を行う取組を支援します。

対象となる方

農林漁業者、商工業者の組織する団体 等

支援内容

#### ＜先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証＞

農林水産省が策定した『農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略』に掲げる品目について、品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現等を図るため、国内外での複数の輸送方法や経路との組合せを検討の上で、長期間かつ多品目の輸送に耐え得る品質保持技術等を活用し、最適な輸出モデルの開発・実証を行う際に掛かる経費の2分の1を補助します。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局輸出促進グループ TEL:03-6744-7045

又は最寄りの地方農政局等（77ページの一覧をご覧ください。）

＜事業名：農山漁村6次産業化対策事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策事業＞

## 5 地域の活性化のために輸出環境を整備し、商流を拡大したい

補助

地域の活性化のための輸出環境整備及び商流拡大の取組を支援します。

対象となる方 都道府県協議会 等

### ＜地域活性化モデルの取組＞

支援内容

農林水産省が策定した『農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略』に掲げる品目のうち地域の特産品とされている品目について、地域の農林漁業者や食品事業者等と一体となって輸出に取り組む都道府県の協議会等が、当該地域の活性化を目的として、GLOBALG. A. P.、ハラル認証の取得等の輸出環境整備及び多品目混載輸送や輸送コストの低減等を伴う新興市場向けの海外販売促進活動の実施に掛かる経費の2分の1を補助します。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局輸出促進グループ TEL:03-6744-7045

又は最寄りの地方農政局等（77ページの一覧をご覧ください。）

＜事業名：農山漁村6次産業化対策事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策事業＞

## 6 海外での見本市への出展や商談会の開催などの販売促進活動を行ったり、海外向けの商品パンフレットを作りたい

団体 補助

海外での販売促進活動や広報活動の取組を支援します。

対象となる方 農林漁業者、商工業者の組織する団体 等

支援内容

### ＜輸出産地等による海外販売促進活動の取組＞

農林水産省が策定した『農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略』に掲げる品目等について、農林漁業者等の組織する団体が、輸出戦略における重点国・地域等への輸出拡大を図るため、海外における見本市への出展、試食・商談会の開催等の販売促進活動や、商品パンフレットの配布等による効果的な広報活動の実施に掛かる経費の2分の1を補助します。

○ 支援対象となる取組

(1) 原発事故による輸入停止措置が解除され、輸出証明書の提出により輸出可能となった都道府県の品目や、輸入規制措置が実質的に緩和され、輸出が可能となった都道府県の品目に係る取組

(2) 動植物検疫の二国間協議が終了し、輸出解禁となった品目に係る取組

(※海外での見本市、商談会への参加については、

15 16 もご参照ください。)

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局輸出促進グループ TEL:03-6744-7045

又は最寄りの地方農政局等（77ページの一覧をご覧ください。）

＜事業名：農山漁村6次産業化対策事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策事業＞

7 国産花きの輸出拡大に向け、海外市場のニーズ把握や、海外におけるいけばな実演などプロモーション活動をしたい

団体

補助

国産花きの輸出拡大に向け、我が国の豊かな花文化と併せて多様で高品質な国産花きを海外において発信する取組を支援します。

対象となる方

花き業界関係者が組織する協議会（※）

（※）各都道府県を区域として、都道府県及び生産者、育種家、研究者、流通業者、販売業者、輸出事業者等、花き業界の関係者が一堂に会する協議会

支援内容

国産花きの輸出拡大に向け、我が国の豊かな花文化と併せて、多様で高品質な国産花きを海外に発信する取組等を支援します。（補助率1／2）

①プロモーションイベントの開催

海外において国産花きを使ったレセプションやシンポジウム、いけばな体験教室、フラワーアレンジメント・ワークショップ等の開催、または在外公館が主催する天皇誕生日レセプション等自らが主催しないイベントへの花材の提供等を通じ、我が国の花文化と併せた国産花きの発信

②パンフレットの作成

海外におけるプロモーションイベントの開催時等に配付することを目的として、我が国の花文化と併せて国産花きを発信するパンフレットの作成

ご利用方法

本事業を活用する場合、当該地域の協議会に参加することが要件となります。

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局（77ページの一覧をご覧ください。）

＜事業名：国産花きイノベーション推進事業＞

オールジャパンでの輸出を目指す品目別輸出団体が整備されています。

### 品目別 輸出団体

水産物、コメ・コメ加工品、林産物（木材）、花き、青果物、牛肉及び茶について、品目別に輸出促進の司令塔及びマーケティングを担う団体

### 品目別輸出 団体の取組 内容

農林水産省が策定した『農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略』及び輸出戦略実行委員会で定める『輸出拡大方針』に沿って、上記の7品目について、ジャパン・ブランドを確立するため、産地間連携による周年供給体制の実現のための国内検討会の開催、相手国・地域での生産・流通状況、動植物検疫や通関の手続き等に関する海外マーケットの調査、海外での日本製品の普及・定着のためのPR等に取り組みます。

※ 品目別輸出団体の取組にご関心のある方、参加を希望される方は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

## <品目別輸出団体名とお問い合わせ先>

- ・ 水産物・水産加工品輸出拡大協議会  
TEL： 03-3585-6985
- ・ 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会  
TEL： 03-5643-1720
- ・ 一般社団法人日本木材輸出振興協会  
TEL： 03-5844-6275
- ・ 全国花き輸出拡大協議会  
TEL： 03-3664-8739
- ・ 日本青果物輸出促進協議会  
TEL： 03-5833-5141
- ・ 日本畜産物輸出促進協議会  
TEL： 03-6206-0846
- ・ 日本茶輸出促進協議会  
TEL： 03-3434-2001



### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局輸出促進グループ TEL:03-6744-7045

又は最寄りの地方農政局等（77ページの一覧をご覧ください。）

産地間連携による輸出振興体制を構築を図る取組を支援します。

### 対象となる方

農林漁業者、商工業者の組織する団体 等

※ 農林水産省が策定した『農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略』に掲げる品目について、国内の主要な輸出産地、関係事業者等を取りまとめる団体や、地方農政局等の管轄区域に準ずる規模において、複数の品目を取りまとめる団体 等

### 支援内容

国別・品目別輸出戦略に掲げる品目を対象に、海外市場での通年又は長期の安定供給体制の構築等に取り組む際の経費を補助します。

### <産地間連携等による輸出振興体制の構築を図る取組>

※ 補助率は、①及び②は定額、③は2分の1。

#### ① 産地間連携等推進検討会の開催

産地間連携による輸出期間の長期化やリレー輸出、共同輸送、鮮度保持技術の研究・開発等をテーマとして、次のアからウまでの全てを実施します。

##### ア 関係事業者等を参加者とする検討会の開催

輸出に取り組む複数の産地における産地間連携等の推進に向けた方針を策定するため、国内産地の生産者や関係事業者の代表等を参加者とする検討会を開催します。

##### イ 国内の輸出に取り組む産地等での検討会の開催

生産現場からの意見の集約や、産地間連携への意識の醸成等のため、国内各地において、現地の生産者や関係事業者等を参加者とする検討会を開催します。

##### ウ 事業実施報告会の開催

ア及びイの取組結果を踏まえて策定した方針を業界内に還元するため、生産者や関係事業者等を参加者とする説明会を開催します。

#### ② 取扱品目に係る海外マーケットの調査

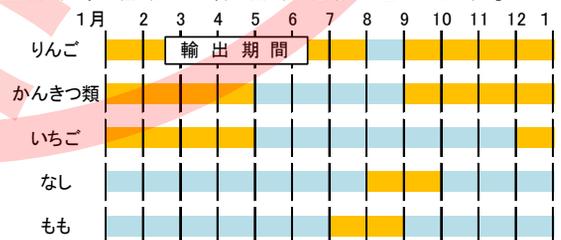
海外において、相手国・地域での流通状況や競合品の販売状況、輸入慣行、購買層ごとの消費、嗜好動向等に関する調査を実施します。

#### ③ 産地間連携等による海外での販路開拓

産地間連携体制を整備の上で、海外において新たな販路を開拓するため、国際見本市への出展や試食・商談会の開催等の販売促進活動、各種広報活動を実施します。

### <事業メニューの活用例>

国内の主要な輸出に取り組む産地の連携による事業実施主体を設立し、複数の青果物を組み合わせ、リレー輸出による周年供給体制を目指す。



### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局輸出促進グループ TEL:03-6744-7045

又は最寄りの地方農政局等 (77ページの一覧をご覧ください。

<事業名:農山漁村6次産業化対策事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策事業>



ジェトロの輸出プロモーター(貿易実務経験や輸出に関する専門的知見を有する者)が、輸出に取り組む事業者の方に継続的に輸出に関するアドバイスを行います。

**対象となる方**

農林漁業者、農業法人、食品事業者 等

**支援内容**

ジェトロの輸出プロモーターが、輸出に関する助言・支援等、貿易実務経験や輸出に関する専門的知識を活用し、輸出に取り組む事業者の方に継続的に輸出に関するアドバイスを実施します。

**ご利用方法**

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

[http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods/](http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

<事業名:輸出総合サポートプロジェクトのうち、事業者サポート(輸出プロモーターの設置)>

## 11 新たな課題(ハラール、ベジフード等)について知りたい

相談/情報

ハラール(イスラム圏)、ベジフード、健康食品等の国ごとに異なる規制や市場ごとの需要について、アドバイスを受けることができます。

### 対象となる方

農林漁業者、農業法人、食品事業者 等

### 支援内容

ジェトロの課題別専門家が、ハラール(イスラム圏)、ベジフード、健康食品等の国ごとに異なる規制や市場ごとの需要について、輸出に取り組む事業者の方から相談を受け、個々の課題の解決のための支援を行います。

### ご利用方法

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

[http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods/](http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

<事業名：輸出総合サポートプロジェクトのうち、事業者サポート(課題別専門家の設置)>

## 12 国内で開催される輸出セミナー、商談スキル向上研修に参加したい

セミナー  
イベント

国内において、輸出の最前線での取り組みや輸出のノウハウを学んでいただくセミナー、商談スキル向上のための研修に参加できます。

### 対象となる方

農林漁業者、農業法人 食品事業者 等

### 支援内容

ジェトロが、最新の輸出情報等を提供できる輸出専門家や日本産の農林水産物・食品の魅力を理解する海外のバイヤー等の協力を得て、国内各地で輸出促進セミナーや商談スキル向上のための研修を開催します。これらの輸出セミナーや研修には無料で参加いただけます。

### ご利用方法

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。  
また、次のジェトロウェブサイトから、参加者募集中のセミナーを御確認いただき、お申し込みください。

<http://www.jetro.go.jp/eventstop/foods/events/>

なお、年間の計画は、同ウェブサイトのイベント情報欄に掲載されている「(農林水産物・食品分野)2015年度出展海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画」をご参照ください。

#### 【お問い合わせ先】

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

[http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods/](http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

<事業名：輸出総合サポートプロジェクトのうち、事業者サポート(輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催)>

## 13 国内で開催される海外バイヤーとの商談会に参加したい

補助

国内で開催される海外バイヤーとの商談会に参加できます。

### 対象となる方

農林漁業者、農業法人、食品事業者 等

### 支援内容

ジェトロが、日本産の農林水産物・食品の買付けを希望する海外のバイヤーを招へいして、国内各地で商談会等を開催します。この国内商談会には無料で参加いただけます。

### ご利用方法

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。また、次のジェトロウェブサイトから、参加者募集中の商談会を御確認いただき、お申し込みください。

<http://www.jetro.go.jp/eventstop/foods/events/>

なお、年間の計画は、同ウェブサイトのイベント情報欄に掲載されている「(農林水産物・食品分野)2015年度出展海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画」をご参照ください。

### 【お問い合わせ先】

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

[http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods/](http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

<事業名：輸出総合サポートプロジェクトのうち、国内商談会の開催>

## 14 将来の海外販路拡大に向け、日本産農林水産物等の試験販売を行いたい

補助

海外の百貨店等に設置したインスタ・ショップで試験販売が行えます。

### 対象となる方

農林漁業者、農業法人、食品事業者 等

### 支援内容

輸出拡大の可能性が高い国・地域の百貨店等に、ジェトロが設置したインスタ・ショップにおいて、日本産農林水産物・食品の試験販売やプロモーションを行うことができます。

### ご利用方法

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。また、次のジェトロウェブサイトから、参加者募集中のインスタ・ショップを御確認いただき、お申し込みください。

<http://www.jetro.go.jp/eventstop/foods/events/>

### 【お問い合わせ先】

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

[http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods/](http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

<事業名：輸出総合サポートプロジェクトのうち、マーケティング拠点の設置>

15

海外で開催される輸入業者、卸業者、レストラン等の現地バイヤーとの商談会に参加したい

補助

海外の有望市場において、現地のバイヤー等との商談会に参加できます。

対象となる方

農林漁業者、農業法人、食品事業者 等

支援内容

日本産農林水産物・食品の海外向け商流拡大のため、ジェトロが海外の有望市場において開催する現地バイヤー等との商談会に無料で参加することができます。（ただし、渡航費用、輸送費用等は、参加者負担となります。）

ご利用方法

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。また、次のジェトロウェブサイトから、参加者募集中の商談会を御確認いただき、お申し込みください。

<http://www.jetro.go.jp/eventstop/foods/events/>

【お問い合わせ先】

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

[http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods/](http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

<事業名：輸出総合サポートプロジェクトのうち、海外商談会の開催>

16

海外の見本市に出展したい

補助

ジャパン・パビリオンの一部として出展ができます。また、会場費、パビリオン全体に係わる装飾費等の負担が軽減されます。

対象となる方

農林漁業者、農業法人、食品事業者 等

支援内容

多くのバイヤーが集まる商談効果の高い海外見本市に、ジェトロがジャパン・パビリオンを設置します。

ジェトロが行う出展者募集に応募することにより、ジャパン・パビリオンの一部として出展することができます。また、会場費やパビリオン全体に係わる装飾費等の経費負担が軽減されます。

ご利用方法

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。

また、次のジェトロウェブサイトから、参加者募集中の見本市を御確認いただき、お申し込みください。

<http://www.jetro.go.jp/eventstop/foods/events/>

【お問い合わせ先】

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

[http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods/](http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

<事業名：輸出総合サポートプロジェクトのうち、海外見本市への出展>

➡ 農林水産省のホームページをご確認のうえ、証明書申請窓口にお問い合わせください。

対象となる方

輸出証明書の提出が必要な国・地域に農林水産物・食品を輸出しようとする農林漁業者、民間事業者等

支援内容

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、諸外国・地域が実施している輸入規制に対応して、日本から食品等を輸出する際に必要な証明書等の発行を行うとともに関係する情報を農林水産省ホームページで提供しています。

輸出証明書については、輸出に要する手続の迅速化・効率化を通じて一層の輸出促進を図る観点から、平成27年8月1日以降、インターネットによる申請となりました。（初めて利用される場合は、事前にシステム利用申請を行っていただく必要があります。）

証明書の発行申請については、下記にお問い合わせ下さい。

ご利用方法

農林水産省ホームページをご覧ください。

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>

その他、ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

輸出証明書の発行についてはこちら

輸入規制の状況についてはこちら



【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局輸出促進グループ TEL:03-6744-2061

# 新事業創出

## 1 異業種と連携し、新しいビジネスを始めたい

団体

補助

市場ニーズに即した新ビジネス展開に必要な事業化可能性調査のための経費を補助します。

対象となる方

民間事業者、農林漁業者の組織する団体 等

支援内容

### < 新ビジネスの事業化可能性に関して調査・検討したい >

農林漁業者と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査に対して支援（補助率定額）します。

研究成果

事業化

研究段階を終えた後の  
事業化の前段階を支援

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局新事業創出課

TEL: 03-6738-6317

FAX: 03-3502-5301

<事業名：6次産業化・新産業創出促進事業>

借受予定者やその資金用途に応じて、以下の制度資金が利用できます。

### 資金・対象者・貸付条件

資金	新規用途事業等資金	食品安定供給施設整備資金(新規事業育成)
貸付対象者	特定農林畜水産物を原材料とする製造又は加工の事業を営む者 (注1)	食品の製造、加工又は流通の事業を営む者 若しくはこれらの者の組織する法人(注2)
貸付金利	(借入期間に応じ) 0.95%～1.25%	(借入期間に応じ) 0.80%～1.10%
償還期限	15年以内 (据置3年以内) (東日本大震災関連は3年延長)	15年以内 (据置3年以内) (東日本大震災関連は3年延長)
貸付限度額 (融資率)	80%	40%

(注1) 特定農林畜水産物を原材料として使用する食品製造業者等であって、新規用途事業等に関する計画が適当であると食料産業局長が認定したもの

(注2) 国産農林畜水産物の年間取引額が3,000万円以上であって、1年以上の安定的取引が見込める者  
(飼料製造業を除く)

(注3) 金利は平成27年8月19日現在です。

※食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けて実施する新技術研究開発事業(新技術の研究開発等に必要施設の取得)については、更に貸付金利が優遇されます。

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせ下さい。

### 【お問い合わせ先】

最寄りの日本政策金融公庫

<資金名：新規用途事業等資金、食品安定供給施設整備資金(新規事業育成)>

地理的表示保護制度の普及啓発や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口を開設しています。

### 支援内容

#### ① 支援窓口を整備

地理的表示保護制度への登録申請を考えている産地や事業者の方などからの相談を一元的に受け付ける支援窓口を整備し、申請に当たってのアドバイス等を行います。

#### ② 地方相談会等の開催

地理的表示保護制度の登録申請や活用方策に係る相談会等を地方で開催します。

#### ③ 登録申請の方法等に関する情報提供

ウェブサイトで、登録申請の方法や相談会の開催等に係る情報提供を行います。

### ご利用方法

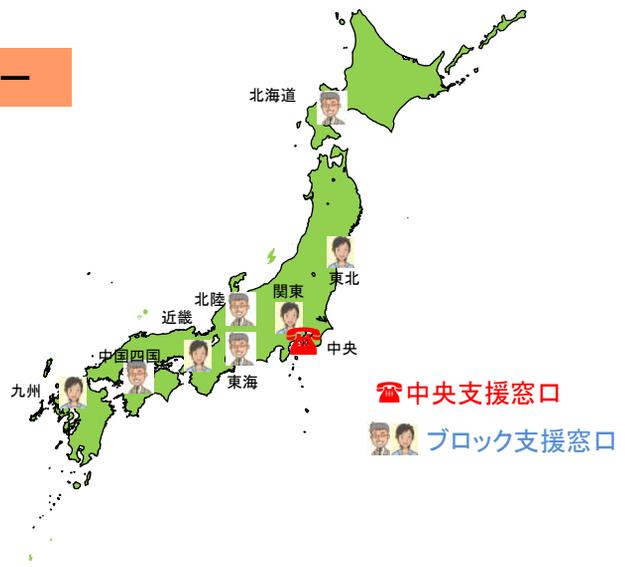
詳細は、下記にお問い合わせください。

#### 中央支援窓口：(一社)食品需給研究センター

指示

#### ブロック支援窓口

受け付けた相談は、内容に応じて  
ブロック支援窓口より**現地、電話、  
メール**等で支援を実施します。



#### 【お問い合わせ先】

地理的表示保護制度活用支援窓口（G Iサポートデスク）  
（一般社団法人 食品需給研究センター）

○相談対応 TEL：0120-954-206（携帯電話からも可能）

問い合わせフォーム：

<https://ssl.alpha-prm.jp/fmric.or.jp/gidesk/contact.html>

○情報提供 ウェブサイト (<http://www.fmric.or.jp/gidesk/>)

<事業名：知的財産保護・活用推進事業のうち地理的表示保護制度推進事業>

農林水産・食品のブランド産品や伝統料理をはじめとした知的財産を発掘等するための地方相談会を開催し、その情報の活用を促進するため、ホームページで公開します。

## 対象となる方

農林漁業者、民間事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体 等

## 支援内容

## ① 地方相談会、講演会を開催

農林水産物・食品の知的財産の発掘やその活用を促進するため、それらを所有する生産者団体をはじめ、関係する地方の食品小売業・サービス業及び行政関係者等が集う相談会を開催します。

専門家による知的財産に関する講演等も行います。

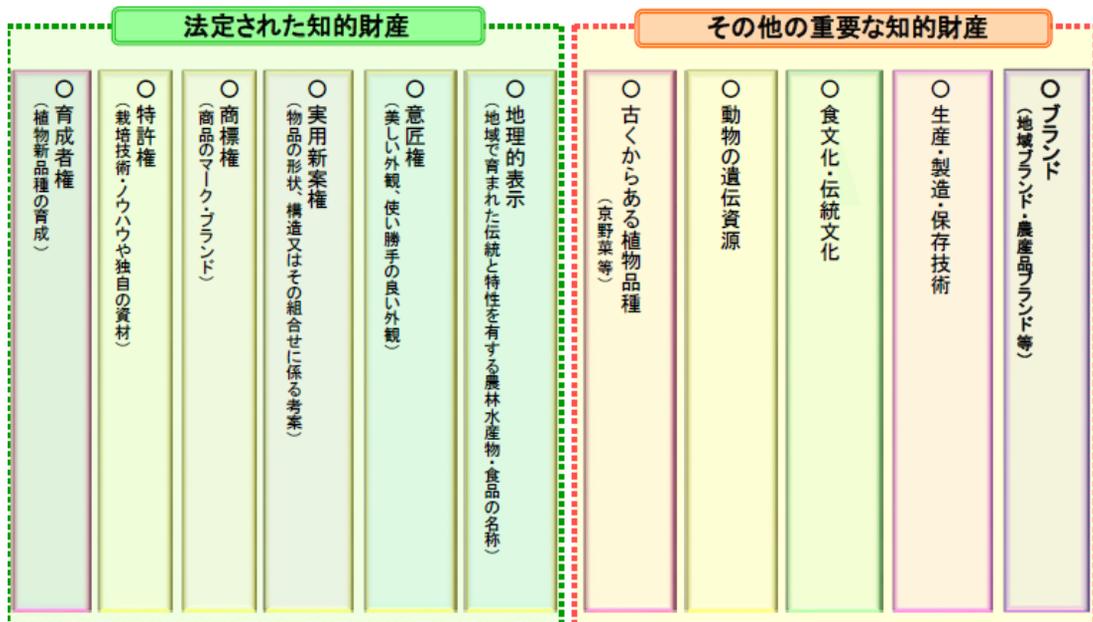
## ② 農林水産物・食品の知的財産情報を知りたい

農林水産物・食品の知的財産情報をホームページで公開しています。

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_kankei/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_kankei/index.html)

## ご利用方法

詳細は、下記にお問い合わせください。



## 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局新事業創出課 TEL:03-6738-6442 FAX:03-3502-5301

<事業名：知的財産保護・活用推進事業のうち知的財産発掘・活用推進事業>

地域ブランド産品を始めとする知的財産を活用した地域振興の新たなビジネスモデルを構築する際に必要な取組について補助します。

## 対象となる方

農業協同組合、食品産業事業者 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体 等

## 支援内容

地域ブランド産品を始めとする知的財産を活用した地域振興の新たなビジネスモデルを構築する際に必要な以下の取組について、地域における協議、市場調査、専門家への相談等の取組を支援します。（補助率1/2以内）

- ① 育成者権や栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用した地域産品のブランド化戦略の策定
- ② 地域ブランド産品を活用した食品産業や観光産業等の振興
- ③ 地域ブランド産品を活用した外国人観光客の誘致などの国際展開

## ご利用方法

詳細は、下記にお問い合わせください。



## 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局新事業創出課 TEL:03-6738-6442

FAX:03-3502-5301

<事業名：知的財産保護・活用推進事業のうち知的財産総合活用事業>

我が国の地名等を利用した海外において、我が国の地名等が第三者によって商標出願される問題に対し、関係者への適時かつ効果的な対応について支援します。

## 対象となる方

農業協同組合、食品産業事業者 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体 等

## 支援内容

## ① 海外における第三者による商標出願・登録の現状を把握したい

日本ブランドを守り発展させていくために、海外における日本の地名、品種名等の商標出願・登録の調査・監視を支援します。

## ② 海外における知的財産権制度、農林水産物・食品の模倣品の発生状況等を知りたい

海外市場における、日本の農林水産物等の産地名や品種名を用いた模倣品の情報が得られます。

## ③ 海外における商標の取扱いその他知的財産侵害対策について相談したい

知的財産保護に精通した専門家を講師として派遣し、標記対策に係る地方相談会を開催します。

## ご利用方法

詳細は、下記にお問い合わせください。



## 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局新事業創出課 TEL:03-6738-6319 FAX:03-3502-5301

<事業名：知的財産保護・活用推進事業のうち知的財産を活用した国際展開推進事業>

## 1 生きものに配慮した農林水産活動をアピールしたい

相談/情報

「生きものマーク(生物多様性に配慮した農林水産業の実施と、産物等を活用してのコミュニケーション)」の取り組みについて情報提供します。

## 対象となる方

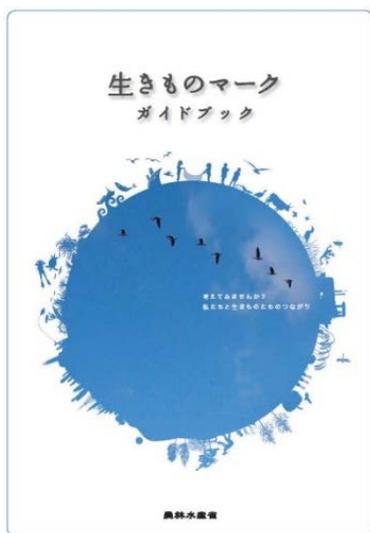
農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、消費者団体、NPO、民間事業者等

## 支援内容

- 全国各地で取り組まれている生物多様性に配慮した農林水産活動のうち、消費者とのコミュニケーションに工夫をこらしている「生きものマーク」の取り組み事例を紹介し、このような活動に今後より多くの方々にご参加いただけるよう情報を提供します。
- 「生きものマーク」の取り組みを始めるためのポイントについてご紹介します。

## ご利用方法

- ホームページから「生きものマークガイドブック」をご覧ください。
- 詳細は、農林水産省 大臣官房 環境政策課へお問い合わせください。



各種検索エンジンから「生きものマーク」で検索してください。

生きものマーク

検索

詳しくは、以下のURLをご参照下さい。

⇒ [http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s\\_ikimono/guidebook/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_ikimono/guidebook/index.html)

## 【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房環境政策課 TEL:03-6744-2017

<事業名：平成21年度農林水産生きものマークモデル事業>

自然資本を活かした農林水産業、生物多様性保全の経済的連携に向けた取り組みについて情報提供します。

### 対象となる方

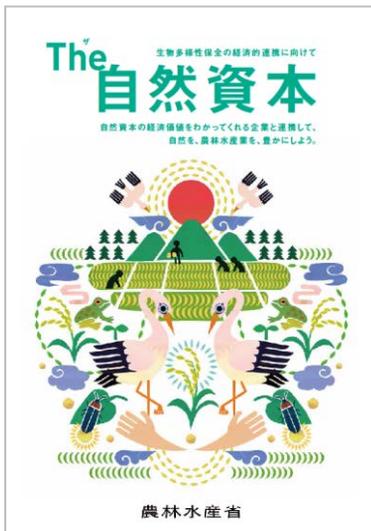
農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、企業、市民、地方自治体 等

### 支援内容

農林漁業者の方々が、生物多様性保全に資する活動を通して企業・市民・地方自治体等と連携することで得られる様々なメリットについて、生物多様性保全の経済的価値の評価事例や企業等と連携した取組事例を紹介しながら、多様な主体との経済的連携関係を構築する流れを示します。

### ご利用方法

- ホームページから「The 自然資本（農林漁業者向け）」をご覧ください。
- 詳細は、農林水産省 大臣官房 環境政策課へお問い合わせください。



各種検索エンジンから「経済的連携に向けて」で検索してください。

経済的連携に向けて

検索

詳しくは、以下のURLをご参照下さい。

⇒ [http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s\\_keizai\\_renkei.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_keizai_renkei.html)

### 【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房環境政策課 TEL:03-6744-2017

<事業名：平成25年度農林水産分野における地球環境対策推進手法  
対策事業のうち生物多様性保全推進調査事業>

➡ 算定ツールにより排出量を簡易に把握することができます。

### 対象となる方

農業者、農産加工品生産者 等

### 支援内容

農業者等が生産する農産物・農産加工品の原材料調達・生産段階において発生する温室効果ガスの排出量を簡易に算定することができます。

### ご利用方法

ツールは以下のサイトをご利用できます。

⇒<http://co2mieruka.maff.go.jp/>

(サイト上のQ&Aもありますが、詳細については以下まで問い合わせください。)



### 【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房環境政策課地球温暖化班 TEL:03-6744-2017

## 1 再生可能エネルギーに取り組みたい

補助

発電事業の構想から運転開始までに必要となる手続や取組を支援します。

### 1. 地域における活動への支援

#### 対象となる方

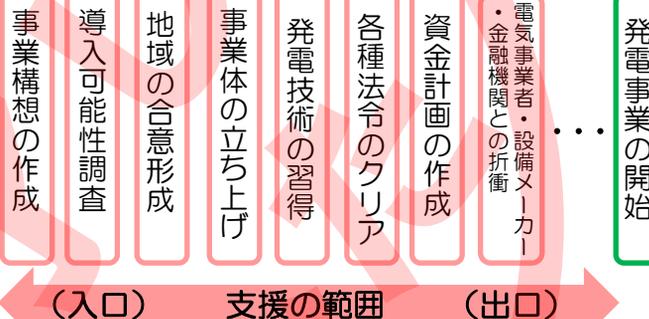
農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、地方公共団体 等

#### 支援内容

発電事業に意欲を有する農林漁業者の方々やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。（補助率定額（上限600万円、ただし新規地区の地方公共団体は上限300万円））

※発電施設の整備（詳細設計を含む。）は、支援の対象となりません。また、実証事業ではありません。  
※太陽光発電は支援の対象となりません。（27年度新規採択分より）

- 発電事業を行おうとする農林漁業者やその組織する団体又はこれをコーディネートする地方公共団体や民間事業者が対象です。（市町村が事業実施主体となる場合には、本事業を活用して、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成することが可能です。）
- 上記支援の範囲の取組を1～3年の間で取り組んでいただきます。
- 売電収入を地域の農林漁業の発展に活用する取組を行おうとする取組が対象です。



### 2. ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催

#### 対象となる方

民間事業者、公益社団法人、特定非営利活動法人、学校法人、独立行政法人 等

#### 支援内容

発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームを構築する取組を支援します。（補助率定額）

- 発電事業を開始するまでの取組について、専門的知見を有している民間団体が対象です。
- 「1. 地域における活動への支援」の活動に対する各種サポート、発電事業に意欲を持つ方々を対象としたワークショップの開催等を通じ、共通のプラットフォームの構築につなげていただきます。



#### ご利用方法

詳細は、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ TEL:03-6744-1507

最寄りの地方農政局・地域センター（77ページの一覧をご覧ください。）

<事業名：農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業>

## 1 バイオマスを活用した施設を整備したい

団体 補助

→ 地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援します。

### 対象となる方

#### ■バイオマス産業都市に選定された地域

- ①地方公共団体
- ②地方公共団体と民間団体（農林漁業者の組織する団体、民間事業者、社団法人、学校法人、共同組合、第三セクター等）で構成される事業共同体

※ バイオマス産業都市とは、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物など地域のバイオマスを活用した、産業創出と地域循環型エネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域です。バイオマス関係府省が共同で行う「バイオマス産業都市募集」に地域のバイオマス産業都市構想案を策定の上、応募していただき、構想の実現可能性等を審査の上、バイオマス産業都市として選定された地域を支援します。

### 支援内容

#### <バイオマス産業都市構想づくり>

バイオマス産業都市として目指すべき将来像や達成すべき目標を設定し、それに向けて具体化する事業化プロジェクト等を盛り込んだ構想づくりを支援します。

【補助率:定額】

#### <バイオマス利活用施設整備>

バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設整備を支援します。

【補助率:1/2以内】

### ご利用方法

詳細は、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 TEL:03-6738-6479  
最寄りの地方農政局等（77ページの一覧をご覧ください。）

<事業名:地域バイオマス産業化推進事業>

→ バイオ燃料製造施設に係る固定資産税を軽減します。

### 対象となる方

農林漁業者等からバイオマス原料の供給を受け、バイオ燃料の製造に取り組まれる方

\*「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）」に基づき、認定を受けた方に限ります。

### 支援内容

#### < 特例の内容 >

農林漁業バイオ燃料法に基づく「生産製造連携事業計画」の認定を受けてバイオ燃料の製造を行う場合、事業の実施に必要な以下のバイオ燃料製造設備を新設する際にかかる固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減します。

#### < 特例の対象施設の種類の種類 >

- ①バイオエタノール ②バイオディーゼル燃料 ③ガス（木質、メタン）  
④木質固形燃料（例：木質ペレット）

※1 本税制措置の適用期限は、平成28年3月31日です。

※2 詳しくは、農林水産省HP～農林漁業バイオ燃料法～を参照下さい。

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/bio/nenryoho/index.html>

連携してバイオ燃料を製造するぞ！

バイオマスを需要に応じて生産し、バイオ燃料製造業者に安定的に供給。



農林漁業者

バイオ燃料製造業者

バイオ燃料製造業者が、バイオ燃料を製造し、ユーザーに販売又は自家利用。

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 TEL:03-6738-6479

<法律名：農林漁業バイオ燃料法>

メタン発酵消化液を肥料利用する食品廃棄物等のメタン化事業を始めようとしている又はメタン発酵消化液による食品リサイクルループの構築を検討している皆様へ

## 対象となる方

食品関連事業者、農業者、農業生産法人、再生利用事業者、民間団体等

## 支援内容



## ◆食品ロス削減等総合対策事業のうち新たな食品リサイクルループ構築事業

・メタン発酵消化液を肥料利用する食品廃棄物等のメタン化事業の具体化に向けた周辺調査、周辺住民への説明会開催等の取組を支援します。【補助率：定額（一部1/2）】

※いずれかの取組でも可

## ○ 調査支援

(取組例)

・事業予定地における近隣住民や農業者等との合意形成に必要な資料作成、データ収集、近隣農業者の消化液の需要量把握調査を実施

## ○ メタン発酵消化液利用促進支援(補助率1/2以内)

(取組例)

・メタン発酵消化液の肥料利用促進に向けた農業者のメタン発酵消化液の試験利用を実施

(確認事項)

申請書では、地方公共団体と廃棄物処理業の許可についての相談を行い、事業を予定している地域を決定していること等を確認します。

## ○ 説明会等開催支援

(取組例)

・事業予定地における近隣住民や農業者との合意形成に向けて説明会を開催。



・メタン発酵消化液による食品リサイクルループの構築に向けた検討会の開催、消化液の利用に関する実証試験等の取組を支援します。【補助率：定額（一部1/2）】

※検討会開催は必須

## ○ 検討会・研修会等開催支援

(取組例)

・食品事業者、再生利用事業者、農業者等で構成される検討会を設置し、食品リサイクルループ構築に向けた検討を実施

・上記検討会で取りまとめた内容を関係する職員へ説明するための研修会を開催

(確認事項)

申請書では、構成員いずれかが廃棄物処理業(メタン化)の業の許可を有している又は有することが確実であることやループの構築に向けて検討を行うことを構成員間で合意していること等を確認します。



## ○ 実証試験実施支援(補助率1/2以内)

(取組例)

・食品リサイクルループ構築に向けて、メタン発酵消化液の肥料利用の実証試験を実施



## ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局等（77ページの一覧をご覧ください。）

<事業名：食品ロス削減等総合対策事業>

食品残さの発生抑制についての具体的な取組方法等を情報提供しています。

### 対象となる方

食品関連事業者、再生利用事業者、農業生産法人、地方自治体、消費者、民間団体 等

### 情報の内容

食品残さの発生抑制を推進するための具体的な取組は以下のとおりです。

#### ①各事業者の取組

- ・ まずは、食品残さの計量により、適切な発生量の把握が必要
- ・ 発生抑制につながる技術・商品開発、賞味期限・表示方法の見直し
- ・ フードバンクの活用 等



#### ②フードチェーン全体での取組

- ・ 目標値の設定を契機に、関係者が発生抑制について話し合うことにより、1/3ルールなどの商取引慣行の改善を図る
- ・ 一次産業と連携した食材の仕入れ 等



#### ③消費者への情報発信

- ・ 「消費期限」、「賞味期限」等の正しい表示内容の周知・啓発
- ・ ドギーバッグの活用促進 等

#### 【参考】発生抑制の目標値について

食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制を推進するため、平成26年4月から26業種について目標値を設定しました。

今後、定期報告のデータ等を検証し、今回、目標値を設定しなかった業種についても段階的に目標値の設定が行われることとなります。

※ 詳しくは、農林水産省HP～食品廃棄物等の発生抑制の取組について～

⇒ [http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/hassei\\_yokusei.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/hassei_yokusei.html)

を参照下さい。

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 TEL:03-6744-2066

最寄りの地方農政局等 (77ページをご覧ください)

<法律名：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律>

食品加工分野における動植物性残さを再資源化するために必要な加工、運搬、貯蔵又は回収のための施設の整備に係る資金を融通しています。

### 対象となる方

食品の製造又は加工の事業を実施する者  
(流通業者、外食産業、ホテル等は除く。)

### 融資の内容

- ①対象事業 : 食品残さの再資源化 (食品残さの選別・堆肥化施設の整備、食品残さからの有用食品素材の抽出・精製など)
- ②貸付金利 : (貸付期間15年の場合)  
政策金利Ⅰ-1 1.15% (平成27年8月19日現在)  
政策金利Ⅱ 1.00% (平成27年8月19日現在)  
・年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者  
・主務大臣より再生利用事業者の登録又は再生利用事業計画の認定を受けた者
- ③貸付限度額 : —
- ④融資率 : 40% (ただし、北海道、東北地方(新潟県を含む。)は、金融機関との協調融資に支障が生じる場合に限り70%以内)
- ⑤償還期限 : 15年以内
- ⑥据置期間 : 3年以内



※ 詳しくは株式会社日本政策金融公庫のHPを御覧下さい。  
⇒ [http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a\\_12.html](http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_12.html)

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 TEL:03-6744-2066

<融資名: 食品安定供給施設整備資金(再資源化対策)>

登録をされると、優良事業者として紹介されるとともに、廃棄物処理法等の特例措置により、広く食品残さを集めて肥飼料等を作ることができます。

## 対象となる方

農業者、農事組合法人、民間事業者

## 情報の内容

- ① 農林水産省HPにおいて、優良事業者として事業者名等が紹介されます。
- ② 廃棄物処理法における、以下の特例措置が受けられます。
  - ア 収集運搬（荷卸し）に係る一般廃棄物の運送業の許可が不要となります。
  - イ 一般廃棄物処分手数料の上限規制が解除されます。
- ③ 飼料安全法、肥料取締法の特例として、農林水産大臣への製造事業者届出等が不要となります。

## ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 TEL:03-6744-2066  
最寄りの地方農政局等（77ページの一覧をご覧ください。）

<制度名：登録再生利用事業者制度>

認定を受けると、優良事業者として紹介されるとともに、廃棄物処理法等の特例措置が受けられ、特に農林漁業者は、農産物の販路が一定量確保できます。

## 対象となる方

食品関連事業者、農業者、再生利用事業者、民間団体等

## 情報の内容

- ① 農林水産省HPにおいて、優良事例として紹介されます。
- ② 廃棄物処理法における、以下の特例措置が受けられます。
  - ア 収集運搬（荷積み・荷卸し）に係る一般廃棄物の運送業の許可が不要となります。
  - イ 一般廃棄物処分手数料の上限規制が解除されます。
- ③ 飼料安全法、肥料取締法の特例として、農林水産大臣への製造事業者届出等が不要となります。

## ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 TEL:03-6744-2066

<制度名：再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）認定制度>

飼料製造施設が食品残さの利用を拡大してエコフィード※を増産する取組を補助します。

※エコフィード：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、農場残さ等を活用した家畜用飼料

### 対象となる方

飼料製造施設と3戸以上の利用農家が連携して組織する団体、3戸以上の農業者が組織する営農団体、農協、農事組合法人、農協が株主となっている株式会社等

### 支援内容

#### < 1. 食品残さの飼料利用拡大を支援 >

エコフィードの原料として食品残さを活用した場合、食品残さの飼料利用（収集）拡大量（最低100トン）に応じて助成します。【助成単価：3千円/トン以内】

#### < 2. 活用が進んでいない食品残さの飼料利用拡大を上乘せ支援 >

##### ① 分別の実施

エコフィード原料のうち、分別の手間が必要な食品残さについて、分別管理したものを利用した場合、その利用（収集）拡大量に応じて助成します。【助成単価：6千円/トン以内】

##### ② 含水率の削減

エコフィードの原料のうち、水分含量の高い食品残さについて、食品事業者の事業場で含水率を低下させたものを利用した場合、その利用（収集）拡大量に応じて助成します。

【助成単価：1千円/トン以内】

##### ③ 成分分析等の実施

成分が未知又は変動する食品残さ及びそれを活用して生産したエコフィードの成分分析等を実施した場合、食品残さの飼料利用（収集）拡大量（最大150トン）に応じて助成します。

【助成単価：45千円/10トン以内】

##### ④ 国産飼料作物等との混合

エコフィードに国産飼料作物等を混合した場合、国産飼料作物等の混合利用拡大量に応じて助成します。

【助成単価：1千円/トン以内】

##### ⑤ 他の再生利用手法との一体的なリサイクルの実施

エコフィード及び他の再生利用製品の原料とする食品残さを一体的に収集し、リサイクルを実施することによって、エコフィードの原料とする食品残さの利用を拡大した場合、食品残さの飼料利用（収集）拡大量に応じて助成します。

【助成単価：4.5千円/10トン以内】

#### < 3. エコフィードの増産に必要な機材の導入を支援 >

1及び2の取組に必要な作業機材のリース料の1/2以内を、事業実施期間中（最大3年間）補助します。

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。



### 【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局・地域センター（77ページの一覧をご覧ください。）

<事業名：飼料増産総合対策事業のうち、エコフィード増産対策事業>

民間事業者が実施するマッチングの情報をご利用いただけます。

### 支援内容

食品残さを排出する食品事業者と、それをリサイクルする再生利用事業者、リサイクル製品である飼料や肥料の利用を希望する農業者等を結びつけるため、民間事業者が実施するマッチングの情報をご利用いただけます。



### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

食品リサイクルマッチングサイト窓口 TEL : 03-5737-2744 (受付時間 9:00~17:00)  
⇒<http://www.or2.or.jp/eco/public/Index>

※運営団体(以下の2団体で運営しています)

- ・公益財団法人 Save Earth Foundation  
⇒<http://or2.or.jp/>
- ・全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会  
⇒<http://shokuri.jp/>

民間事業者が収集した、食品残さの飼料化試験の結果等の情報をご利用いただけます。

### 支援内容

全国の試験研究機関等で実施された食品残さ等の未利用資源の飼料化試験の内容、原料の特性・成分、飼料化方法・効果等の情報をご利用いただけます。

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

公益社団法人 中央畜産会 経営支援部 TEL:03-6206-0843  
⇒ <http://ecofeed.lin.gr.jp/>



食品残さを利用して生産した飼料又はその飼料を給与して生産した畜産物を民間事業者が認証します。

### 支援内容

食品リサイクルへの関心と理解を深めることを目的に、一定の基準（食品循環資源の利用率や栄養成分等）を満たす飼料を「エコフィード」として認証するとともに、認証エコフィードを給与して生産した畜産物を「エコフィード利用畜産物」として認証します。認証された製品には「エコフィード」の名称の利用と認証マークを貼付することができます。



< 認証マーク >

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

##### < 総合相談窓口 >

公益社団法人 中央畜産会 経営支援部 TEL: 03-6206-0843

##### ※認証団体

##### < エコフィード認証制度 >（飼料の認証）

一般社団法人 日本科学飼料協会 技術部 TEL: 03-3297-5631

⇒ <http://kashikyo.lin.gr.jp/ecofeed/eco.html>

##### < エコフィード利用畜産物認証制度 >（畜産物の認証）

公益社団法人 中央畜産会 経営支援部 TEL: 03-6206-0843

⇒ <http://ecofeed.lin.gr.jp/>

木質バイオマス利活用に必要な施設の整備に対して支援します。

### 対象となる方

地方公共団体、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、PFI事業者、民間事業者等

### 支援内容

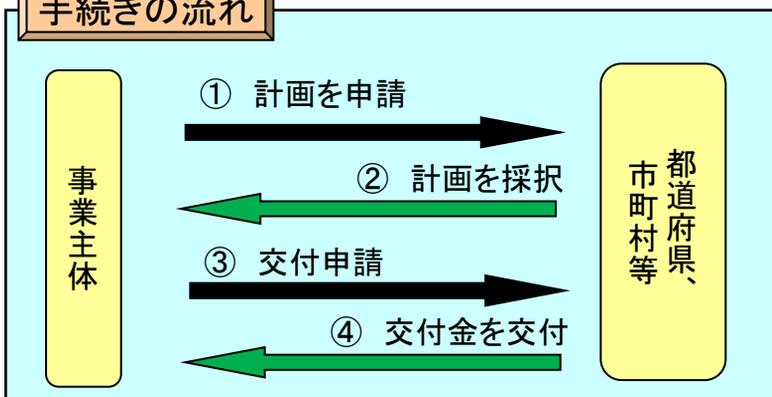
木質バイオマスをエネルギー又は製品の原料として、安定的かつ計画的に供給・利用するため、以下の整備に対し、費用の一部（1/2又は1/3）を支援します。

- (1) 未利用間伐材等の収集・運搬機材
- (2) チップ製造施設、ペレット製造施設等の木質バイオマス供給施設
- (3) 木質バイオマスボイラー、木質ペレットストーブ等の木質バイオマスエネルギー利用施設

なお、長期・安定的に木質バイオマスの利用を図る観点から、支援対象は、

- 地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設・機材又は、
- 木質バイオマスの安定取引協定（年間5千 $\text{m}^3$ かつ5年以上）に基づく施設・機材の整備に限定します。

### 手続きの流れ



移動式破砕機



燃料用チップ製造施設



チップボイラー など

### ご利用方法

本事業の活用については、都道府県林務担当課にご相談下さい。事業の詳細については、下記にお問い合わせ下さい。

### 【お問い合わせ先】

林野庁林政部木材利用課 木質バイオマス推進班 TEL:03-6744-2297

<事業名：森林・林業再生基盤づくり交付金のうち、木質バイオマス利用促進施設の整備>

## 1 交流を通じた地域活性化と地域コミュニティの再生を図りたい

団体

補助

- ・農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動や人材の活用、施設等の整備を総合的に支援します。
- ・子どもの農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、福祉・教育・観光等と連携した取組については、関係省庁と連携して重点的に支援します。

### 対象となる方

地域協議会、農業法人、NPO等  
(集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体)

### 支援内容

次の3つの取組を総合的に支援します。  
(2と3は、1を実施する地域において実施可能)

#### 1 地域の手づくり活動

子ども農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズムなど、都市と農山漁村の共生・対流を進めるための創意工夫に富んだ地域ぐるみの取組を支援します。

<補助率> 定額 上限800万円/地区 等

<実施期間> 上限2年



田舎体験ツアー

#### 2 人材活用

地域の手づくり活動に必要な専門家や若者など外部人材の活用経費を支援します。

<補助率> 定額 上限250万円/地区

<実施期間> 上限3年



若者の活用

#### 3 施設等の整備

地域の手づくり活動に必要な農林水産物処理加工施設や販売強化促進施設、農家レストランなど交流拠点施設等の整備や空き家、廃校の補修など定住・移住等の環境整備を支援します。

<補助率> 1/2等 上限2,000万円/地区 等

<実施期間> 上限2年



農産物販売強化促進施設

### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局等（77ページの一覧をご覧ください。）

<事業名：都市農村共生・対流総合対策交付金>

## 2 地域活性化のための生産施設や交流施設をつくりたい

団体

補助

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。

### 対象となる方

都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、NPO法人 等

### 支援内容

定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図る計画について、その実現に必要な事業費の一部（1/2以内等）を交付金により支援します。

1. 生産基盤及び施設の整備
2. 定住環境の整備
3. 地域間交流の促進

### 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」活用イメージ



### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

農林水産省農村振興局農村整備官（活性化支援班） TEL:03-3501-0814

最寄りの地方農政局農村計画部農村振興課

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.html>

<事業名：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金>

学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着に向けて、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を支援します。

### 対象となる方

○地域推進事業：市町村 等      ○全国推進事業：民間事業者 等

### 支援内容

学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着により地域で生産・製造される農林水産物等の消費を拡大するため、次の支援を実施します。

#### 1 地域推進事業

市町村が主体となって、学校、農林漁業者、食品関連事業者等の関係者が連携して、地場産農林水産物を安定的に生産・供給する体制を構築するモデル的な取組を行う際に必要な経費を定額（一部1/2以内）助成します。

- ① 地場産農林水産物の生産・供給体制構築に向けた推進会議の開催、生産量や需要量等の調査・検討
- ② 関係者の相互理解を図るための研修会やほ場見学
- ③ 地場産農林水産物を活用した新たな献立や加工品の開発・導入実証（原材料費として1食当たり50円を上限として、10回までの導入）



#### 2 全国推進事業

学校給食等への地場産農林水産物の利用拡大の取組を全国的に普及するため、

- ① 地産地消の先進的な優良活動事例や地場産農林水産物を利用した献立などの情報収集・普及啓発
- ② 学校給食等への食材供給システムの構築に向けてアドバイスを行う専門人材の派遣、研修会の開催などを実施します。



### ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局産業連携課

TEL:03-6744-1779

<事業名：学校給食地場食材利用拡大モデル事業>

# 6次産業化の「お問い合わせ先」一覧

(地方農政局等)

北海道農政事務所 農政推進部経営・事業支援課	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17丁目19-6 電話番号:011-642-5485	[担当都道府県] 北海道
東北農政局 経営・事業支援部事業戦略課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎 電話番号:022-221-6146	[担当都道府県] 青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県
関東農政局 経営・事業支援部事業戦略課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話番号:048-740-5341	[担当都道府県] 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部事業戦略課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 電話番号:076-232-4233	[担当都道府県] 新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 経営・事業支援部事業戦略課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2 農林総合庁舎1号館 電話番号:052-746-1215	[担当都道府県] 岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 経営・事業支援部事業戦略課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 電話番号:075-414-9024	[担当都道府県] 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部事業戦略課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎 電話番号:086-224-9415	[担当都道府県] 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 経営・事業支援部事業戦略課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 電話番号:096-211-9319	[担当都道府県] 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部食品・環境課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話番号:098-866-1673	[担当都道府県] 沖縄県

※上記以外にも各地域センター(次ページ以降)においても相談を受け付けておりますので、併せて御活用ください。

■農山漁村の6次産業化に関する本省のお問い合わせ先は、

●食料産業局 産業連携課(TEL 03-6744-2063)

※農山漁村の6次産業化に関する情報は、【<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>】に掲載しております。

# 6次産業化の「お問い合わせ先」一覧 (地域センター等)

都道府県	地域センター名	お問合せ先等
北海道	北海道農政事務所経営・事業支援課	札幌市中央区北4条西17-19-6 電話番号:011-642-5485
	函館地域センター農政推進グループ	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎 電話番号:0138-26-7800
	旭川地域センター農政推進グループ	旭川市宮前通東4155-31 旭川地方合同庁舎 電話番号:0166-76-1279
	釧路地域センター農政推進グループ	釧路市幸町10-3釧路地方合同庁舎 電話番号:0154-23-4401
	帯広地域センター農政推進グループ	帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎 電話番号:0155-24-2401
	北見地域センター農政推進グループ	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎 電話番号:0157-23-4171
	苫小牧地域センター農政推進グループ	苫小牧市元中野町3-3-6 電話番号:0144-32-5345
宮城	東北農政局事業戦略課	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 電話番号:022-221-6146
	大崎地域センター農政推進グループ	大崎市古川西館2-3-33 電話番号:0229-22-2790
青森	青森地域センター農政推進グループ	青森市本町2-10-4 電話番号:017-777-3512
	八戸地域センター農政推進グループ	八戸市大字長苗代字狐田45-3 電話番号:0178-29-2114
岩手	盛岡地域センター農政推進グループ	盛岡市愛宕町13-33 電話番号:019-624-1125
	奥州地域センター農政推進グループ	奥州市水沢区東大通り2-2-32 電話番号:0197-25-3918
秋田	秋田地域センター農政推進グループ	秋田市山王7-1-5 電話番号:018-862-5755
	大仙地域センター農政推進グループ	大仙市大曲福住町3-14 電話番号:0187-62-2123
山形	山形地域センター農政推進グループ	山形市松波1-3-7 電話番号:023-622-7235
	酒田地域センター農政推進グループ	酒田市光ヶ丘2-13-6 電話番号:0234-33-7246
福島	福島地域センター農政推進グループ	福島市浜田町1-9 電話番号:024-534-4145
	いわき地域センター農政推進グループ	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎 電話番号:0246-23-8511

都道府県	地域センター名	お問合せ先等
埼玉	関東農政局事業戦略課	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話番号:048-740-5341
茨城	水戸地域センター農政推進グループ	水戸市北見町1-9 電話番号:029-221-2188
	土浦地域センター農政推進グループ	土浦市荒川沖東2-15-27 電話番号:029-843-6875
栃木	宇都宮地域センター農政推進グループ	宇都宮市中央2-1-16 電話番号:028-633-3312
	大田原地域センター農政推進グループ	大田原市本町1-2812 電話番号:0287-23-5612
群馬	前橋地域センター農政推進グループ	前橋市紅雲町1-2-2 電話番号:027-221-1416
千葉	千葉地域センター農政推進グループ	千葉市稲毛区轟町5-1-4 電話番号:043-251-8307
東京	東京地域センター農政推進グループ	江東区東雲1-9-5 東雲合同庁舎 電話番号:03-5144-5253
神奈川	横浜地域センター農政推進グループ	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話番号:045-211-7175
山梨	甲府地域センター農政推進グループ	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎 電話番号:055-254-6016
長野	長野地域センター農政推進グループ	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 電話番号:026-234-5114
	松本地域センター農政推進グループ	松本市大字島立650-1 電話番号:0263-47-2002
静岡	静岡地域センター農政推進グループ	静岡市葵区東草深町7-18 電話番号:054-246-6121
	浜松地域センター農政推進グループ	浜松市中区神田町字中北川525 電話番号:053-444-6631
石川	北陸農政局事業戦略課	金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 電話番号:076-232-4233
新潟	新潟地域センター農政推進グループ	新潟市中央区船場町2-3435-1 電話番号:025-228-5211
	長岡地域センター農政推進グループ	長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎 電話番号:0258-31-2131
富山	富山地域センター農政推進グループ	富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎 電話番号:076-441-9317
福井	福井地域センター 農政推進グループ	福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎 電話番号:0766-30-1618

都道府県	地域センター名	お問合せ先等
愛知	東海農政局事業戦略課	名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎1号館 電話番号:052-746-1215
	豊橋地域センター農政推進グループ	豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎 電話番号:0532-56-3080
岐阜	岐阜地域センター農政推進グループ	岐阜市中鷲2-26 電話番号:058-271-4407
	高山地域センター農政推進グループ	高山市上岡本町7-479 電話番号:0577-32-1155
三重	津地域センター農政推進グループ	津市広明町415-1 電話番号:059-228-3199
京都	近畿農政局事業戦略課	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 電話番号:075-414-9024
滋賀	大津地域センター農政推進グループ	大津市打出浜3-49 電話番号:077-522-4261
	東近江地域センター農政推進グループ	東近江市八日市緑町11-24 電話番号:0748-23-3842
大阪	大阪地域センター農政推進グループ	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 電話番号:06-6943-9691
兵庫	神戸地域センター農政推進グループ	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎 電話番号:078-331-9946
	姫路地域センター農政推進グループ	姫路市三左衛門堀西の町18 電話番号:079-281-3697
	豊岡地域センター農政推進グループ	豊岡市加広町5-10 電話番号:0796-22-2179
奈良	奈良地域センター農政推進グループ	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎 電話番号:0742-36-2981
和歌山	和歌山地域センター農政推進グループ	和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎 電話番号:073-436-3859
岡山	中国四国農政局事業戦略課	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 電話番号:086-224-9415
鳥取	鳥取地域センター農政推進グループ	鳥取市富安2-89-4 電話番号:0857-22-3163
島根	松江地域センター農政推進グループ	松江市東朝日町192 電話番号:0852-24-7311
広島	広島地域センター農政推進グループ	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 電話番号:082-228-9483
	福山地域センター農政推進グループ	福山市千田町2-5-30 電話番号:084-955-8631

都道府県	地域センター名	お問合せ先等
山口	山口地域センター農政推進グループ	山口市惣太夫町3-8 電話番号:083-922-5404
徳島	徳島地域センター農政推進グループ	徳島市中昭和町2-32 電話番号:088-622-6132
香川	高松地域センター農政推進グループ	高松市天神前3-5 電話番号:087-831-8158
愛媛	松山地域センター農政推進グループ	松山市宮田町188 松山地方合同庁舎 電話番号:089-932-6989
高知	高知地域センター農政推進グループ	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎 電話番号:088-875-2151
熊本	九州農政局事業戦略課	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎 電話番号:096-211-9319
	八代地域センター農政推進グループ	八代市日置町171-1 電話番号:0965-62-8206
福岡	福岡地域センター農政推進グループ	福岡市博多区住吉3-17-21 電話番号:092-281-8291
	北九州地域センター農政推進グループ	北九州市小倉北区田町2-31 電話番号:093-561-1596
佐賀	佐賀地域センター農政推進グループ	佐賀市栄町3-51 電話番号:0952-23-3134
長崎	長崎地域センター農政推進グループ	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎 電話番号:095-845-7123
大分	大分地域センター農政推進グループ	大分市中島西1-2-28 電話番号:097-532-6134
宮崎	宮崎地域センター農政推進グループ	宮崎市老松2-3-17 電話番号:0985-22-3184
	延岡地域センター農政推進グループ	延岡市大貫町1-2915 延岡合同庁舎 電話番号:0982-33-0700
鹿児島	鹿児島地域センター農政推進グループ	鹿児島市小川町3-64 電話番号:099-222-7590
	鹿屋地域センター農政推進グループ	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎 電話番号:0994-43-3222
沖縄	沖縄総合事務局農林水産部食品・環境課	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話番号:098-866-1673

# 産地活性化総合対策事業等の「お問い合わせ先」一覧 (地方農政局等)

北海道農政事務所 農政推進部農政推進課	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17丁目19-6 電話番号:011-642-5410	〔担当都道府県〕 北海道
東北農政局 生産部生産振興課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎 電話番号:022-221-6179	〔担当都道府県〕 青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県
関東農政局 生産部生産振興課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話番号:048-740-0407	〔担当都道府県〕 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 生産部生産振興課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 電話番号:076-232-4302	〔担当都道府県〕 新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 生産部生産振興課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2 農林総合庁舎1号館 電話番号:052-223-4622	〔担当都道府県〕 岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 生産部生産振興課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 電話番号:075-414-9020	〔担当都道府県〕 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 生産部生産振興課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎 電話番号:086-224-9411	〔担当都道府県〕 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 生産部生産振興課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 電話番号:096-211-9363	〔担当都道府県〕 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話番号:098-866-1653	〔担当都道府県〕 沖縄県

■産地活性化総合対策事業に関する本省のお問い合わせ先は、

●生産局 総務課生産推進室(TEL 03-3502-5945)

※産地活性化総合対策事業に関する情報は、

【[http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi\\_nougyou/t\\_tuti/h24/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/h24/index.html)】に掲載しております。

# 都市農村共生・対流総合対策交付金の 「お問い合わせ先」一覧(地方農政局等)

農林水産省農村振興局 都市農村交流課	〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 電話番号:03-3502-5946	[担当都道府県] 北海道
東北農政局 農村計画部農村振興課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎 電話番号:022-221-6246	[担当都道府県] 青森県、岩手県、 宮城県、山形県、 福島県
関東農政局 農村計画部農村振興課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話番号:048-740-0494	[担当都道府県] 茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
北陸農政局 農村計画部農村振興課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 電話番号:076-232-4531	[担当都道府県] 新潟県、富山県、 石川県、福井県
東海農政局 農村計画部農村振興課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2 農林総合庁舎1号館 電話番号:052-223-4629	[担当都道府県] 岐阜県、愛知県、 三重県
近畿農政局 農村計画部農村振興課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下ル丁子風呂町 電話番号:075-414-9050	[担当都道府県] 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局 農村計画部農村振興課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎 電話番号:086-224-9416	[担当都道府県] 鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局 農村計画部農村振興課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 電話番号:096-353-3561	[担当都道府県] 福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部経営課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話番号:098-866-1628	[担当都道府県] 沖縄県

# 「食料産業局公式フェイスブックページ」をはじめました ～いいね！、コメントをお待ちしています～

- 農林水産省食料産業局では、食品産業分野に加え、6次産業化、輸出、再生可能エネルギー、バイオマス、知的財産、観光、医療など様々な分野の皆様とのネットワーク構築を目指しています。
- この度、食料産業局公式フェイスブックページ「農林水産省食料産業局」を開設しました。皆様からのコメント等を通じ、双方向での情報交換ができるツールとして育てていきます。

こちらにアクセス!!

➔ [www.facebook.com/maff.shokusan](http://www.facebook.com/maff.shokusan)

※フェイスブックのアカウントをお持ちでない方も閲覧可能です  
(ポップアップウィンドウが表示されることがありますが、「閉じる」を押すと消すことができます)。

## 食料産業局 公式フェイスブックページ



まだ登録がお済みでない皆様へ

## 「食料産業レター」をメールで配信しています

- 「食料産業レター」のメール配信をご希望される方は、以下のURLへアクセスの上、【新規配信登録】に必要な事項をご入力下さい。(食料産業局トップページからもアクセス可能です。)

**食料産業レターURL** [www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/letter/index.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/letter/index.html)

### 「食料産業局」トップページ



### 「食料産業レター」トップページ

農林水産省  
食料産業レター

平成23年2月1日、農林水産省に、「食」が食をのみ出す農山漁村の資源や環境に開きする産業を幅広く育成するべく、バイオマス、製粉産業、観光、物流、医療等といった、既存の枠組みを超えた分野での取組を進める必要が求められました。

この食料産業レターでは、食料産業行政が目指す方向性や、具体的な施策、新たなビジネスの構想等に発信し、関係者間の情報共有が可能なツールとして提供してまいります。

「食料産業レター」の最新号をお知らせするメール配信をご希望される方は、[【新規配信登録】](#)で登録してください。

食料産業レター (PDFファイル)

- ・食料産業レター(2012年10月号) (PDF: 1,400KB)
- ・食料産業レター(2012年7月号) (全6冊) (PDF: 1,200KB)
- ・食料産業レター(2012年7月号) (全6冊) (PDF: 1,800KB)

メール配信設定

※このページは、メール配信専用ページです。

食料産業レターのバックナンバーもご覧いただけます

食料産業レターの新規配信登録はこちら

### 食料産業レター

2012年10月号7号  
発行日 10月30日  
発行所 農林水産省 食料産業局

「食」を食をのみ出す農山漁村の資源や環境に開きする産業を幅広く育成するべく、バイオマス、製粉産業、観光、物流、医療等といった、既存の枠組みを超えた分野での取組を進める必要が求められました。

この食料産業レターでは、食料産業行政が目指す方向性や、具体的な施策、新たなビジネスの構想等に発信し、関係者間の情報共有が可能なツールとして提供してまいります。

「食料産業レター」の最新号をお知らせするメール配信をご希望される方は、[【新規配信登録】](#)で登録してください。

食料産業レター (PDFファイル)

1. 11月に集中開催！「食と農林漁業の祭典」

「食と農林漁業の祭典」は、「食」を食をのみ出す農山漁村の資源や環境に開きする産業を幅広く育成するべく、バイオマス、製粉産業、観光、物流、医療等といった、既存の枠組みを超えた分野での取組を進める必要が求められました。

この食料産業レターでは、食料産業行政が目指す方向性や、具体的な施策、新たなビジネスの構想等に発信し、関係者間の情報共有が可能なツールとして提供してまいります。

「食料産業レター」の最新号をお知らせするメール配信をご希望される方は、[【新規配信登録】](#)で登録してください。

お問い合わせ先 農林水産省食料産業局企画課  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話(03)6744-2064(直通) [sangyouletter@nm.maff.go.jp](mailto:sangyouletter@nm.maff.go.jp)

# 産業連携ネットワークのご案内

産業連携ネットワークは、農林漁業者と農林漁業・農山漁村に関心を持つ多様な他産業の関係者が集い、知恵やノウハウ、技術、情報等を共有し、互いに連携・協力して農林漁業の発展や農山漁村の活性化に取り組む場(プラットフォーム)で、趣旨に賛同する方はどなたでも参加できます。



## 会員構成

- 農林水産関係(農林漁業者、農業法人、農林漁業団体等)
- 二次・三次産業関係(企業(食品、鉱業、建設、機械、製造、情報通信、流通、卸売、小売、外食、観光、金融、保険、宿泊、医療、福祉、コンサルティング等)、NPO、経済団体等)
- シンクタンク、研究機関、研究者、教育・人材関係
- 行政、消費者団体、マスメディア等

【会員名簿】 <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/pdf/meibo.pdf>

## 参加方法

【参加】産業連携ネットワークには、趣旨に賛同して規約に同意する方であれば、規模や分野、地域を問わず団体・企業・個人で参加できます。

【会費】参加費は無料です。(ただし、交流会への参加やプロジェクトの推進など各会員の活動に要する経費は各会員の負担になります)

【申請】産業連携ネットワークのホームページ

(<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/sanren.html>)に掲載の参加登録申込書に記入し、事務局まで電子メール([sanren\\_network@nm.maff.go.jp](mailto:sanren_network@nm.maff.go.jp))で送付してください。

活用  
方法

他産業との連携構築

情報の収集・発信・PR

交流会等への参加

連携プロジェクトの推進

# 『「地域の恵みを地域で食べよう！」 地産地消メールマガジン』

地産地消は、生産者と消費者の結びつきを強め、農山漁村の6次産業化を後押しする取組です。

農林水産省では、地産地消に関する情報をお届けするため、「地域の恵みを地域で食べよう！」地産地消メールマガジン』を発行しています。

## 内 容

### 地産地消に関する

- 優れた活動の紹介
- 支援策に関する情報
- 各地のイベント情報

などを配信しています。

## 対 象

生産者、消費者、食品事業者、地方公共団体などをはじめとした、地産地消に自ら取り組む方や関心を持つ方など

## 配信頻度

月1回程度

## 配信登録方法



農林水産省の以下のページで配信登録することができます。

○ (初めて農林水産省が発行するメールマガジンを登録する方(新規登録))  
<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

○ (農林水産省が発行する他のメールマガジンを登録されている方(追加登録))  
<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html>

**必要事項を入力し、登録完了！**  
(※無料でご利用いただけます)

- その他、地産地消に関する情報は・・・  
◇ 農林水産省(地産地消ホームページ)

URL: [http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan\\_tisyo/index.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan_tisyo/index.html)

地産地消

検索



詳しい内容については、農林水産省食料産業局産業連携課まで。(TEL:03-6744-1779)

# 「食べて応援しよう！」の取組に参加してみませんか？

## 食べて応援しよう！とは？

東日本大震災による被災地やその周辺地域の農林水産物、加工食品といった被災地産食品を積極的に利用することで、被災地の復旧・復興を応援しようとする取組を行う際の共通のキャッチフレーズです。

### ○ 全国で支援の輪が広がっています



被災地産食品の販売フェア



被災地産食品を使用したメニューの提供

### ○ ロゴをPOPやチラシ等に自由に使用することができます



### ○ 参加するためには

農林水産省のHPで簡単な参加登録手続きを行って下さい。

⇒ <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/fd37.html>

フードアクションニッポンの推進パートナーにご登録いただければ、ポスターなどのPRグッズも利用可能(無償)です。

⇒ [http://syokuryo.jp/tabete\\_ouen/tool.html](http://syokuryo.jp/tabete_ouen/tool.html)

## 皆さまのご協力をお願いいたします



(ポスター)



(のぼり)

📞 お問い合わせ先

農林水産省食料産業局食品小売サービス課 TEL：03-3502-5741





1次産業を茎として、  
これに2次産業、3次産業という葉がつくことによって、  
6次産業化という6つの花弁を持つ花  が咲くことを  
イメージ。  
6次産業化の「化」の上には、点を2つ付けること  
で「花」という漢字にかけている。  
さらに、蝶のオレンジは稲、花の青は水産、茎の緑は林業  
をイメージし、農林漁業者が対象であることを暗に意味。

編集・発行